

基労保発第 0331003 号

平成 18 年 3 月 31 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災保険業務室長
(公 印 省 略)

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金に係る
機械処理事務の開始について

平成 18 年 3 月 27 日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」(平成 18 年法律第 4 号)、「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令」(平成 18 年政令第 37 号) 及び「石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則」(平成 18 年厚生労働省令第 39 号) が施行されたところであるが、今般、同法に基づく特別遺族給付金の支給事務に関わる機械処理について、基本的な開発が完了したことに伴い、平成 18 年 4 月 3 日から特別遺族給付金に係る機械処理を開始することとするので、管下の労働基準監督署に周知の上、遺漏のないようにされたい。

なお、この機械処理事務の開始に併せ、別添のとおり、『「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領』を作成したので、本要領に基づき的確な事務がなされるよう配慮されたい。

**石綿健康被害救済法に基づく
特別遺族給付金に係る機械処理要領**

労 災 保 険 業 務 室

石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領

目 次

1	目的	1
2	特別遺族給付金に係るシステム的な対応の概要	1
3	特別遺族給付金に係るシステム対応スケジュール	1
4	基本的な用語等	
	(1) システム上の給付キー	4
	(2) データ受付番号	5
5	使用する入出力帳票等の名称	
	(1) 入力帳票名	5
	(2) 出力帳票名	6
	(3) 出力(配信)リスト名	6
6	特別遺族給付金に係る死亡労働者等の死亡年月日の適用範囲	7
7	特別遺族給付金の機械処理に係る運用スケジュール、関係データベース保存期間	8
8	特別遺族給付金に係る文書報告事案	8
9	機械処理事務	
	(1) 機械処理フロー図	11
	(2) 各機械処理	
	イ 受付・登記処理	15
	ロ 決議処理	32
	ハ 支払処理	37
	ニ 代表者選任・解任処理	38
	(3) 検索	38
10	機械処理上の留意点	43
[別紙資料]		
別紙1	開発スケジュール	44
別紙2	入力様式	45
別紙3	出力様式	46
別紙4	出力(配信)リスト	62

1 目的

「石綿による健康被害の救済に関する法律」(以下「石綿健康被害救済法」という。)の施行(平成18年3月27日)に伴い、同法第59条に基づく特別遺族給付金(特別遺族年金及び特別遺族一時金)の支給・支払いに関する支給事務処理のうち、労働基準監督署における機械処理事務の取扱い要領について解説する。

2 特別遺族給付金に係るシステム的な対応の概要

効果的・効率的なシステム開発及びシステム運用を考慮し、基本的に労災年金及び一時金の機械事務処理に準じたシステムとし、年金・一時金システムの機能を拡張して、特別遺族給付金に係る所要の機能を付与するものである。

3 特別遺族給付金に係るシステム対応スケジュール(44頁参照)

石綿健康被害救済法の施行に伴い、迅速なシステム対応を行うべく優先度の高い機能を中心に段階的に稼働させることとしている。

このため、当面の間、未稼働の処理機能については、原則として本省への文書報告事案となるので留意すること(後述8参照)。

なお、システム稼働スケジュールは、以下の通りであり、本事務処理要領は、第一次及び第二次システム開発により稼働する機能の機械処理について記載するものである。

(1) 第一次システム開発分に係るシステム対応

第一次システム開発により稼働する処理機能の概要		
労働基準監督署における特別遺族年金及び特別遺族一時金に係る支給決定等の基本的な機械処理を行えるようにする。		
稼働年月日	稼働日に稼働する処理機能名	帳票種別・様式番号等
平成18年4月3日(月) 稼働分	(1) 特別遺族給付金に係る請求の受付・登記処理 (2) 決議処理(未支給年金、失権差額一時金及び転給に係る請求の処理を除く。) (3) 変更処理のうち、代表者選任・解任処理 (4) 訂正処理のうち、一時金の実額訂正処理、基本権取消処理 (5) 明・当・送要求票処理	#39560、#39561 #39581 #39570 #39562:様式番号00-07 #39563 #34513

	(6) 検索処理のうち、年金・一時金受付検索、一時金概要検索、資格者情報検索、住所・氏名・振込先情報検索、年金支払履歴検索、年金変更履歴検索、年金定期報告検索、年金・一時金被災者情報検索、年金債権管理(詳細)検索、一時金追給・回収履歴検索、一時金訂正履歴検索
--	---

(2) 第二次システム開発分に係るシステム対応

第二次システム開発により稼働する処理機能の概要		
<p>特別遺族年金の支払期における支払処理や支払期後に必要となる追給・回収を伴う計算処理及び各通知書の出力等を行えるようにする。 具体的には、支払期に監督署へ配信するリストや本省で出力するリストを作成する。</p>		
稼働年月日	稼働日に稼働する処理機能名	帳票種別・様式番号等
平成18年5月1日(月) 稼働分	支払期出力帳票関連	
平成18年5月8日(月) 稼働分	(1) 年金額等計算検索 (2) 年金支払検索 (3) 一時金データ受付番号検索1・2	
平成18年5月29日(月) 稼働分	(1) 特別遺族給付金に係る請求の登記処理に伴う追給・回収計算機能(未支給年金、失権差額一時金及び転給に係る請求の処理を除く。) (2) 訂正処理のうち、一時金の実額訂正処理に伴う追給・回収計算機能、基本権取消処理追給・回収計算機能	#39560 #39561 #39581 #39570 #39563

(4) 第三次システム開発分に係るシステム対応

第三次システム開発により稼働する処理機能の概要
特別遺族給付金に係る主な変更・訂正処理を行えるようにする。

稼働年月日	稼働日に稼働する処理機能名	帳票種別・様式番号等
平成18年6月15日(木) 稼働分	年金振込不能・再振込処理関連	
平成18年7月3日(月) 稼働分	(1) 失権差額一時金に係る請求の受付・登記・支給決定処理	#39560
	(2) 未支給の給付金に係る請求の受付・登記・支給決定処理	#39560
	(3) 変更処理のうち、特別遺族年金死亡(転給)処理、失権・死亡(特別遺族年金)、特別遺族年金転給処理、特別遺族年金失権(転給)、算定基礎変更、受給権消滅、職権変更、職権(支払差止・解除)、住所・支払先情報変更(口座項目を含む)、支払差止、年金証書再交付	#39562
	(4) 訂正処理のうち、被災者算定情報訂正処理、被災者共通情報訂正処理、支給・転帰情報訂正処理、資格者情報訂正処理、支払情報(一時金)訂正処理	#39563
	(5) 債務者登録処理	#39582
	(6) 年金概要検索	
	(7) 年金算定基礎検索	
	(8) 年金額等調整検索	
	(9) 年金転帰情報検索	

(5) 第四次システム開発分に係るシステム対応

第四次システム開発により稼働する処理機能の概要		
第三次システム開発分まででシステム対応をしていない処理を行えるようにする。		
稼働年月日	稼働日に稼働する処理機能名	帳票種別・様式番号等
平成18年7月31日(月) 稼働分	特別遺族年金に係る定期報告書印書処理(本省)	
平成18年9月4日(月) 稼働分	(1) 訂正処理のうち、統計情報訂正処理、調査書情報訂正処理、特別給付金キ一情報訂正、受付情報訂正処理	#39563
	(2) 支払差止検索	

平成18年9月25日(月) 稼働分	定期報告帳票入力処理	#39583
平成18年11月20日(月) 稼働分	(1) 変更処理のうち、支給停止解除処理、支給停止処理	#39562
	(2) 訂正処理のうち、支給停止情報訂正処理	#39563

4 基本的な用語等

(1) システム上の給付キー

イ 年金給付キー

労災年金と同様に「年金証書番号」[9桁]と被災者生年月日[7桁]（特別遺族年金に関しては、「死亡労働者等生年月日」という。以下同じ）により構成される。

ただし、特別遺族年金については、年金証書番号の3桁目の種別は、「6」とする。

なお、参考までに、労災年金に係る種別は、次の通りとなる。

	労 災 年 金 の 種 類		
現 行 の 種 別	傷病(補償)年金=1(2)	障害(補償)年金=3(4)	遺族(補償)年金=5(6)
変更後の種別	変更なし	変更なし	遺族(補償)年金=5

※ 1 上段は、石綿健康被害救済法施行前の種別であり、下段は、同法施行後（システム上は平成18年4月3日）の種別である。

※ 2 ()内は、番号が4桁を超えた場合に使用する予備番号である。

ロ 特別遺族給付金キー

現行の年金・一時金における短期給付キーの代わりに、次のような特別遺族給付金キー（以下「特別遺族キー」という。）を使用する。

特別遺族キー＝労働保険番号(14桁)＋死亡労働者等生年月日(7桁)＋死亡年月日(7桁)

(2) データ受付番号

労災年金と同様に、「管轄局」[2桁]、「種別」[1桁]、「西暦年」[2桁]、「番号」[4桁]、CD(チェックデジット)[1桁]、「決議番号」[3桁]の合計13桁により構成される。

ただし、特別遺族給付金(特別遺族年金、特別遺族一時金)については、3桁目の種別は、「6」とする。

なお、これに伴い、遺族(補償)給付の種別は、「5」のみとなる。

5 使用する入出力帳票等の名称

(1) 入力帳票名

機械処理に使用する入力帳票の名称等は、次表のとおりである。

帳票種別	入力帳票名	略称	使用可能日	様式の区分	参照資料等
39560	登録帳票	登録票	平成18年4月3日	労災保険給付と共通の様式	本事務処理要領 16頁
39561	年金・一時金入力帳票	年金入力票	平成18年4月3日		本事務処理要領 17頁
39562	変更帳票	変更票	別紙1参照		年金機械処理手 引131頁
39563	訂正帳票(履歴検索帳票)	訂正票(履歴検索票)	別紙1参照		年金機械処理手 引355頁
39570	年金・一時金支給決定・一時金支払決議書	決議書	平成18年4月3日		本事務処理要領 33頁
39571	年金変更・不変更決定決議書	変更決議書	別紙1参照		年金機械処理手 引325頁
39572	年金・一時金訂正決定決議書	訂正決議書	別紙1参照		年金機械処理手 引441頁
39580	特別遺族年金の受給権者の住所・氏名 特別遺族年金の払渡金融機関等変更届	住所・氏名等変更届	平成18年4月3日	新様式	本事務処理要領 46頁
39581	外国払入力帳票	外国払入力票	平成18年4月3日 ※※	労災保険給付と共通の様 式	年金機械処理手 引97頁

※※登録帳票と併せて外国払帳票を使用する場合は、4月3日から使用可能であるが、支給決定後に外国払入力帳票を使用する場合は、7月3日から使用可能となる。

※※※「年金機械処理手引」とは、「労災保険業務機械処理事務手引[年金・一時金システム]」を指す。

(2) 出力帳票名

機械処理に使用する出力帳票の名称等は、次表のとおりである。

帳票種別	出力帳票名	出力装置	出力可能日	様式の区分	参照資料等
057	OKリスト	署OCRカセット	平成18年4月3日	労災保険給付と共通の様式	年金機械処理手引606頁
057	キャンセルリスト	署OCRカセット	平成18年4月3日		年金機械処理手引627頁
487	特別遺族年金資格者一覧	署OCRインサータ	平成18年4月3日	新様式	本事務処理要領56頁
440	特別遺族年金証書	署OCRインサータ	平成18年4月3日		本事務処理要領47頁
481	支給決定通知書(特別遺族給付金用)	署OCRインサータ	平成18年4月3日		本事務処理要領49頁
483	不支給決定通知書(特別遺族給付金用)	署OCRインサータ	平成18年4月3日		本事務処理要領50頁
484	変更決定通知書(特別遺族給付金用)	署OCRインサータ	別紙1参照		本事務処理要領52頁
485	変更決定通知書(代表者選任・解任等用)	署OCRインサータ	平成18年4月3日		本事務処理要領53頁
486	特別遺族年金年額変更内訳	署OCRインサータ	別紙1参照		本事務処理要領54頁
488	特別遺族年金の年金変更決定決議書 [2枚目表面:特別遺族年金年内訳リスト、 2枚目裏面:特別遺族年金変更決定通知書]	署OCRインサータ	別紙1参照		本事務処理要領57頁
489	特別遺族一時金支給決定取消、支給決定、支払(追給)決議書 [2枚目表面:特別遺族一時金内訳リスト、 2枚目裏面:特別遺族一時金変更決定通知書]	署OCRインサータ	別紙1参照		本事務処理要領60頁
572	年金・一時金訂正決議書	署OCRインサータ	別紙1参照	労災保険給付と共通の様式	年金機械処理手引441頁

(3) 出力(配信)リスト名

機械処理に際して出力(配信)するリストのうち、平成18年4月及び5月に使用が可能となるリストは、次表のとおりである。

請求種別	配信リスト名	配 信 出 力				出力内容の区分	参照資料等
		出力装置	配信可能日	配信日時	方式		
413	日報	署OCRインサータ	平成18年5月1日	日次 AM9:00	自動配信	変更点なし	年金機械処理手引668頁
414	月計表	署OCRインサータ	平成18年5月1日	月次 AM9:00	自動配信		年金機械処理手引670頁
057	一時金支払未処理リスト	署OCRカセット	平成18年5月1日	月次 AM9:30	コマンド配信	遺族給付のデータと区分せず一括して出力	年金機械処理手引676頁
057	データ未入力リスト	署OCRカセット	平成18年5月1日	月次 AM9:30	コマンド配信		年金機械処理手引686頁
056	データ登記未処理リスト	署LP	平成18年5月1日	月次 AM9:30	コマンド配信		年金機械処理手引688頁
056	決議書未入力リスト	署LP	平成18年5月1日	月次 AM9:30	コマンド配信		年金機械処理手引688頁
056	年金・一時金処理件数リスト(登録)	署LP	平成18年5月1日	月次 AM9:30	コマンド配信		年金機械処理手引691頁
056	年金・一時金処理件数リスト(変更)	署LP	平成18年5月1日	月次 AM9:30	コマンド配信		年金機械処理手引692頁
056	受給権者金融機関変更リスト	署LP	平成18年5月1日	月次 AM9:30	コマンド配信		変更点なし 年金機械処理手引695頁
056	零別未処理事案合計件数表	局LP	平成18年5月1日	月次 AM9:30	コマンド配信	特別遺族給付金に関する欄を追加 年金機械処理手引720頁	

6 特別遺族給付金に係る死亡労働者等の死亡年月日の適用範囲

本給付金の適用については、石綿健康被害救済法の施行日である平成18年3月27日において、当該死亡労働者等の死亡に関し、既に労災保険給付の遺族補償給付に係る請求権が時効により消滅していることが前提となることから、機械処理上は、次のような取扱いとなる。

○死亡年月日に応じた適用区分

適用区分	法施行日
平成13年3月26日 3月27日	平成18年3月27日
適用 →支給決定決議又は 不支給決定決議を入力	適用外 →不支給決定決議のみ入力可 (不支給決定決議書を自動出力)

- 7 特別遺族給付金の機械処理に係る運用スケジュール、関係データベース保存期間**
特別遺族年金の支払は、労災年金と同様に偶数月の15日（休日の場合はその前の営業日）であることから、機械処理に係る運用スケジュールは現行の年金・一時金システムのスケジュールと同一である（年金機械処理手引11頁参照）。
また、関係データベース保存期間についても、労災年金と同じく最終支払時点等から5年2か月分を管理する（年金機械処理手引12頁参照）。

8 特別遺族給付金に係る文書報告事案

特別遺族給付金に係るシステム開発が、優先度の高い機能から段階的に行うことから、その時点で開発が完了していない機械処理を行う場合は、労災年金に係る文書報告事案の範囲の他に、一定期間、監督署で処理する機械処理を代替するための文書報告が必要となる。このため、次表に掲げる事案が発生した場合には、本省への文書報告事案として、当該事案の事務処理を行う監督署から都道府県労働局長あて報告を行い、労働局において、この内容を確認したうえで労災保険業務室長あて10頁の文書報告様式(4)により報告をするものとする。

文書報告が必要となる機械処理について

項目	発生する事由の範囲	報告を要する期間
1 未支給の特別遺族給付金の支払に関する機械処理	受給権者が失権したことにより発生する未支給の給付金の支払に係る機械処理	平成18年4月3日 ～同年7月3日
2 特別遺族年金失権差額一時金の支払に関する機械処理	受給権者が失権したことにより発生する差額一時金の支払に係る機械処理	平成18年4月3日 ～同年7月3日
3 決議処理後の訂正処理のうち、以下の項目を訂正するもの (1) 被災者算定基礎 (2) 支給・転帰情報 (3) 資格者情報 (4) 被災者共通情報 (5) 口座情報 (6) 受付情報 (7) 特別遺族給付金キー (8) 支給停止情報	支給決定時に入力した(1)～(8)の項目について、誤りであったことが判明したが、訂正処理機能がまだないために訂正できない項目を処理するもの	平成18年4月3日 ～同年7月3日 平成18年4月3日 ～同年9月4日 平成18年4月3日 ～同年11月20日
4 決議処理後の変更処理のうち、以下の項目を変更するもの (1) 転給 (2) 失権 (3) 受給権者死亡 (4) 算定基礎 (5) 支払差止 (6) 支給停止 (7) 支給停止解除	支給決定時に入力した(1)～(7)の項目について、誤りであったことが判明したが、変更処理機能がまだないために変更できない項目を処理するもの	平成18年4月3日 ～同年7月3日 平成18年4月3日 ～同年11月20日
5 検索によりシステム上の情報の確認を要するもの	支給決定・変更・訂正処理をした後に、検索機能がまだ無いため、端末画面で確認できず、かつ、決議書・通知書等でも確認できない情報を確認するもの	平成18年4月3日 ～同年11月20日
6 現行の年金・一時金システムにおいて文書報告処理としているもの (1) 一時金の実額入力をするもの (2) 基本権取消処理を行うもの	代表者を選任できない等の理由から一時金を複数人に支払うもの 生年月日を訂正する等の理由から、基本権取消処理が必要なもの	随時
7 その他、機械処理に対応していないもの	その他、システムで対応していないため、労災保険業務室での特別処理が必要なもの	随時

_____ 労働局長 殿

_____ 労働基準監督署長 ㊟

下記について文書報告事案が発生したので、必要事項を記載の上報告いたします。

記

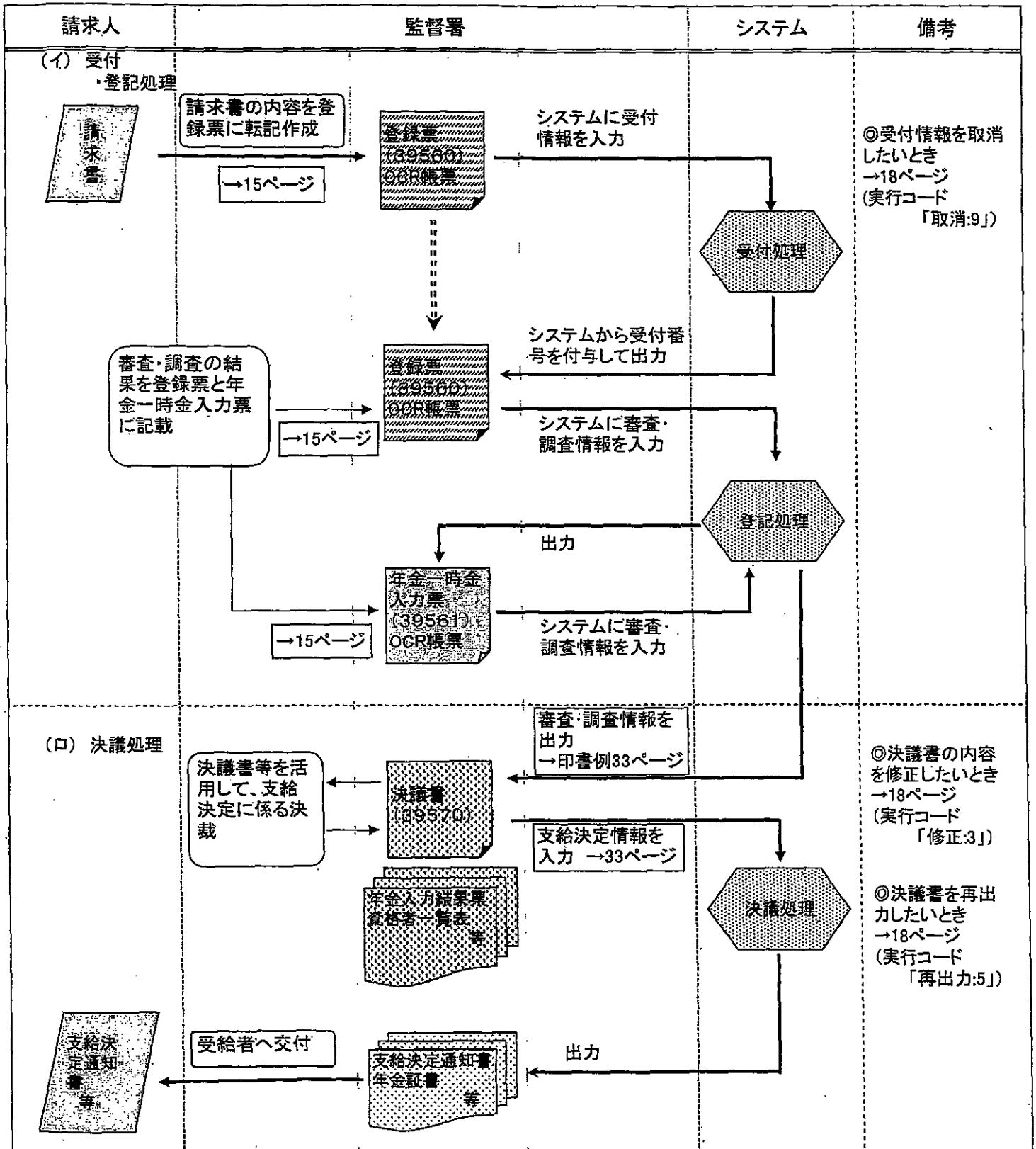
1	文書報告書番号 (該当番号に○印をつけること)	特第1号 未支給の特別遺族給付金の支払に関する機械処理 特第2号 特別遺族年金失権差額一時金の支払に関する機械処理 特第3号 決議処理後の訂正処理 特第4号 決議処理後の変更処理 特第5号 機械管理情報の確認を要するもの 特第6号 現行の年金・一時金システムにおいて文書報告処理としているもの 特第7号 その他システムで対応していない事案											
		管轄局署	年金証書番号	管轄局	種別	西暦年	番号	枝番号	生年月日	元号	年	月	日
2	年金証書番号 データ受付番号 死亡労働者等 生年月日	管轄局	種別	西暦年	番号	C	決議番号						
		データ受付番号	6										
3	死亡労働者等氏名	フリガナ											
4	報告事案の概要												
5	備考												

9 機械処理事務

以下、具体的な機械処理を示す。

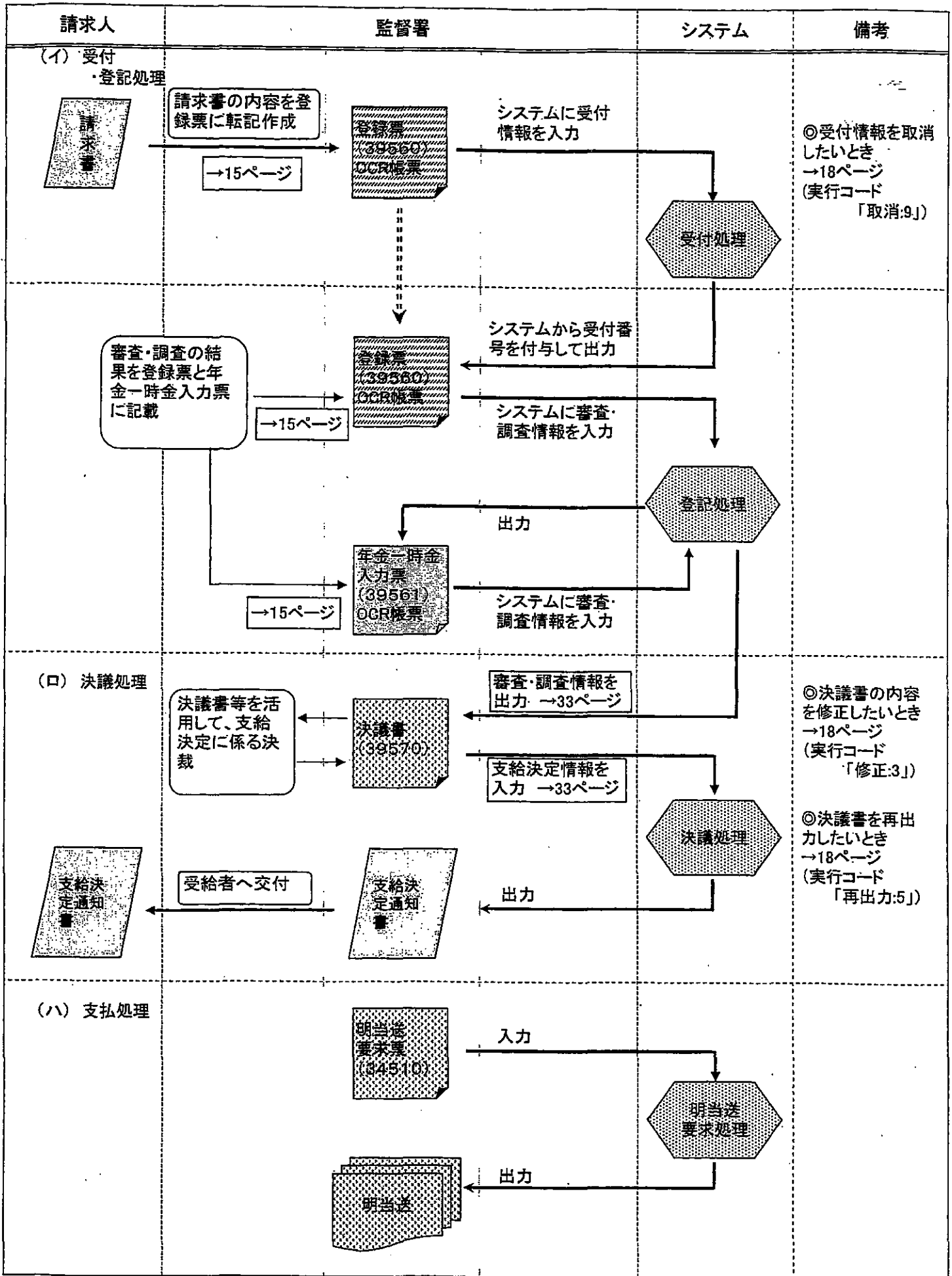
(1) 機械処理フロー図

イ 特別遺族年金の支給決定処理の流れ



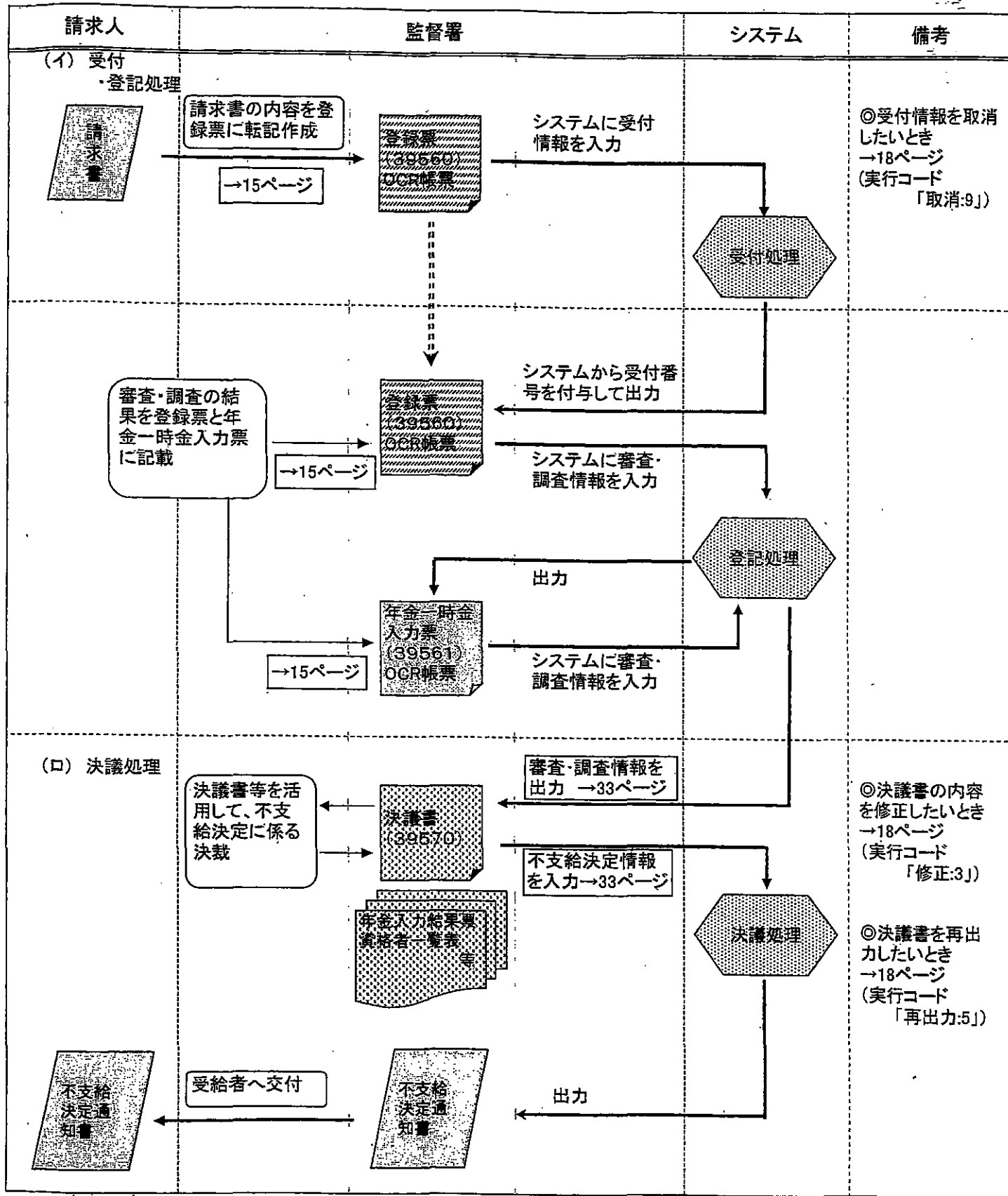
記載例、出力例は、「→ ○ページ」に記載しています。

□ 特別遺族一時金の支給決定処理の流れ



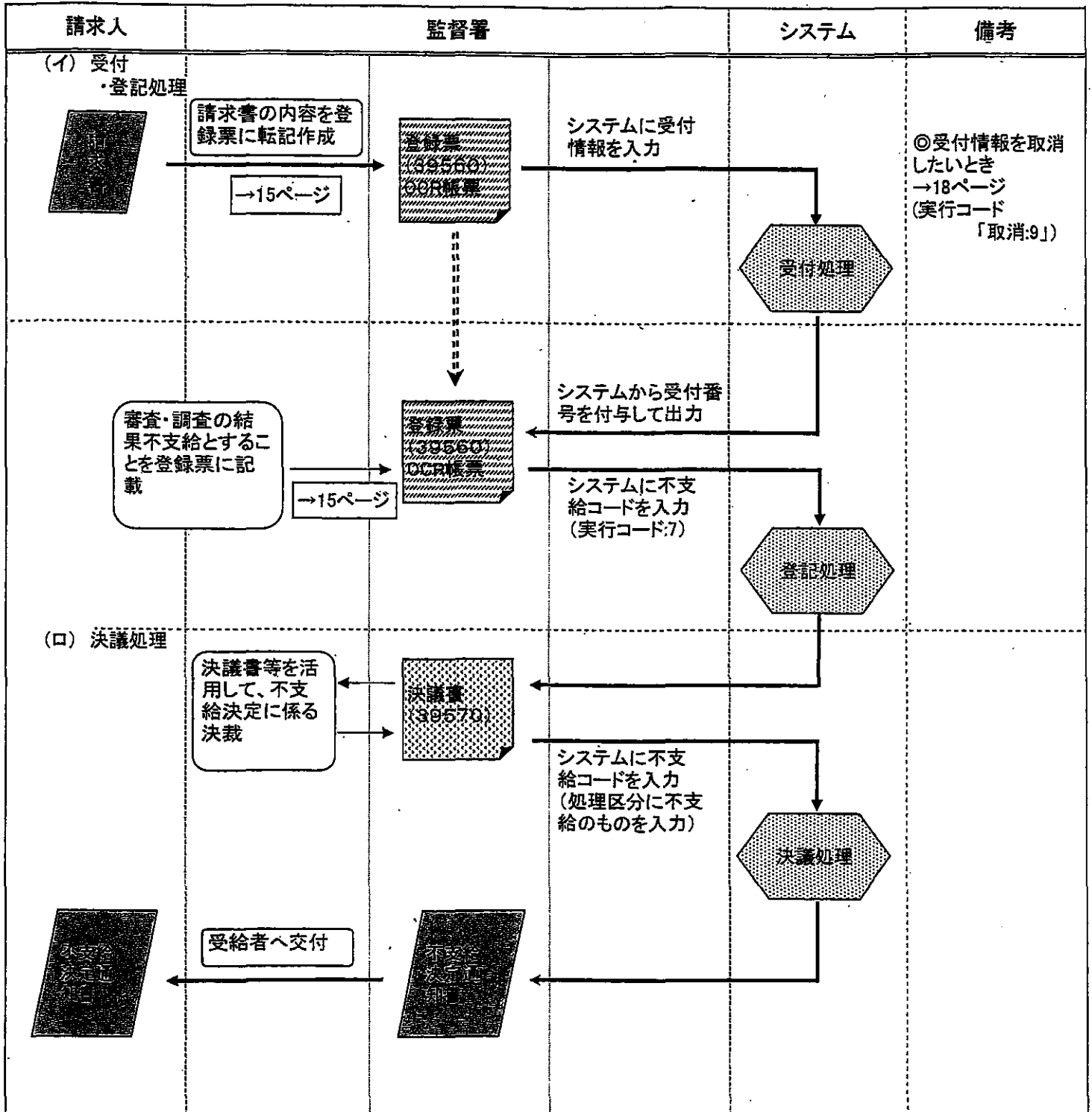
記載例、出力例は、「→ ○ページ」に記載しています。

ハ 特別遺族給付金の不支給決定処理の流れ(決議書に不支給コード)



記載例、出力例は、「→ ○ページ」に記載しています。

二 特別遺族給付金の不支給決定処理の流れ(登録帳票に不支給コード)



記載例、出力例は、「→ ○ページ」に記載しています。

(2) 各機械処理

イ 受付・登記処理

請求者から提出された請求書の項目を、登録帳票（39560）に転記し、受付処理する。また、受付処理の結果、登録帳票（39560）及び年金一時金入力帳票（39561）が出力されるので、審査・調査の結果を帳票に記入し、登記処理を行う。

帳票記入例については16頁及び17頁に、記入必要項目については18頁に、記入要領については24頁にそれぞれ掲げるので処理の際に参照すること。

帳票種別	① 管轄府県	② データ受付番号	③ 実行コード
39560	□□□□	2260690358001	1 12月7日 3時59分 5月16日
受 付 項 目	④ 府県 ⑤ 市町 ⑥ 郡 ⑦ 支庁 ⑧ 世帯番号 ⑨ 世帯区分		
	221010000008		
	⑩ 被災者生年月日		⑪ 賠償年月日
	548516		563516
	⑫ 年金証書番号		
718330			
⑬ 請求人・申請人氏名(姓と名の間は1字あけること)			
コウセイ セイコ			
被災者	⑭ 被災者氏名(姓と名の間は1字あけること)		⑮ 性別
	サイトウ アキラ		男
平賞等	⑯ 平均賞金		⑰ 特別給付の総額
	□□□□□□□□		□□□□□□□□
前払等	⑱ 前払返戻支給日数		
	□□□□		
障 害	⑲ 傷病・障害等級		⑳ 併合等級コード
	□□□□		□□□□
支 給 額 限	㉑ 滞納制限率		㉒ 被災開始年月日
	0%		□□□□□□□□
三 者	㉓ 三者コード		㉔ 三者損害受領額
	□□□□		□□□□□□□□
一 時 金 口 座 情 報	㉕ 体業内払額(保険給付)		㉖ 体業内払額(特別支給金)
	□□□□□□□□		□□□□□□□□
修 正 理 由 等	㉗ 支払方法		㉘ 原金の種別
	□□□□		□□□□
	㉙ 口座名義人		㉚ 口座番号(16桁)
		□□□□□□□□□□□□□□□□	
		㉛ 口座名義人(つづき)	
		□□□□□□□□□□□□□□□□	
		課長 係長 係	
		決 定 年 月 日	

帳票種別 39561		①データ受付番号 2260690358001		②枚目 7		③枚目 7		
その他	① 障害(補償)年金 受給者の要否 1. 必要 2. 不要 3. 不明		② 障害(補償)年金 受給区分 1. 1級 2. 2級 3. 3級		③ 障害(補償)年金 受給区分 1. 1級 2. 2級 3. 3級		④ 2枚以上入力する場合は、2枚目以降に記入すること。 ⑤ 管轄局 ⑥ 西暦年 ⑦ 番号 ⑧ CD ⑨ 決議番号	
	⑦ 障害コード ⑧ 種別		⑩ 厚年等年額(1種)		⑪ 厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(1種)			
厚年等	⑦ 障害コード ⑧ 種別		⑩ 厚年等年額(2種)		⑪ 厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(2種)			
	⑫ 障害コード ⑬ 種別		⑭ 厚年等年額(3種)		⑮ 厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(3種)			
資格者1	⑯ 技番号 02		⑰ 資格者氏名(姓と名の間は1字あけること) コケイセイコ		⑱ 資格者生年月日 51345		⑲ 性別 3 1男 3 3女	
	⑳ 障害の状態 1 障害 2 障害 3 障害		㉑ 同一生計の有無 1 無 2 有					
資格者2	⑯ 技番号 11		⑰ 資格者氏名(姓と名の間は1字あけること) オウトウイチロウ		⑱ 資格者生年月日 53867		⑲ 性別 1 1男 1 3女	
	⑳ 障害の状態 1 障害 2 障害 3 障害		㉑ 同一生計の有無 1 無 2 有					
資格者3	⑯ 技番号		⑰ 資格者氏名(姓と名の間は1字あけること)		⑱ 資格者生年月日		⑲ 性別	
	⑳ 障害の状態 1 障害 2 障害 3 障害		㉑ 同一生計の有無 1 無 2 有					
資格者4	⑯ 技番号		⑰ 資格者氏名(姓と名の間は1字あけること)		⑱ 資格者生年月日		⑲ 性別	
	⑳ 障害の状態 1 障害 2 障害 3 障害		㉑ 同一生計の有無 1 無 2 有					
支払機関	⑳ 原枝番号 02		㉑ 支払方法 1		㉒ 金融機関コード 1234		㉓ 届出コード 123	
	㉔ 預金の種別 1 普通 2 定期 3 活金		㉕ 原番号 0723456					
電話番号	㉖ 郵便局コード		㉗ 足番号		㉘ 番号(行ブス)			
	㉙ 市外局番(行ブス) - 市内局番(行ブス) - 番号 0723-4567-8901							
住所	㉚ 郵便番号 1700044		㉛ 市区町村コード 22		㉜ 姓(姓と名の間は1字あけること) 厚生 正3			
	㉝ 住所1(漢字) 練馬区上石神井4-8-4							
備考	㉞ 住所2(漢字)							
	㉟ 住所3(漢字)		※都道府県名は記入しないこと。					

※資格者は、枝番号の小さい方から記入すること。ただし、変更を受ける権者を除く

[入力項目及び出力帳票]

○登録帳票(特別遺族年金)

項目	必須項目	任意入力項目	入力不可項目	グループ必須項目	その他	備考
1 管轄局番	△	△				
2 データ受付番号	×	×	●	●	●	●
3 実行コード	×	1	1	3	5	7 9
4 労働保険番号	A	A				
5 被災者生年月日	A	A				
6 傷病年月日(死亡年月日)	A	A				
7 年金証書番号	×	×				
8 受付年月日	●	●	●	●		
9 様式番号	70-00	70-00				
10 支給事由発生年月日(請求年月日)	●	●	●	●		
11 請求人・申請人氏名	●	●	●	●		
12 被災者氏名		●	●	●		
13 性別		●	●	●		
14 特別加入者		●	●	●		
15 平均賃金		×	×	×		
16 特別給与の総額		×	×	×		
17 前払選択支給日数		×	×	×		
18 委任・未支給		△	△	△		
19 成消給付						
20 特支コード						
21 業通別						
22 傷病・障害等級号						
23 併合8級コード						
24 併合繰上等定額特支金						
25 既存障害区分						
26 既存障害等級						
27 既存障害年金証書番号		×	×	×		
28 滞納制限率						
29 重大過失コード						
30 療養開始年月日						
31 三者コード						
32 三者損害賠償受領額						
33 三者損害賠償受領年月日						
34 休業内払額(保険給付)						
35 休業内払額(特別支給金)						

項目	必須項目	任意入力項目	入力不可項目	グループ必須項目	その他	備考
36 支払方法	×	×	×	×	×	×
37 金融機関・店舗コード	×	×	×	×	×	×
38 預金の種類	×	×	×	×	×	×
39 口座番号	×	×	×	×	×	×
40 口座名義人	×	×	×	×	×	×
41 口座名義人(つづき)	×	×	×	×	×	×

- ……必須項目
- ……(流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる)必須項目
- △……任意入力項目
- ×……入力不可項目
- A・B……グループ必須項目(A、Bいずれかの組合せを選択する必須項目)

○登録帳票出力帳票(特別遺族年金)

項目	出力項目名	出力	条件		出力	出力	出力部署	出力ページ
			受給者	受給者				
1	登録帳票	●	●	×	×	×	OCRインサータ部	560
2	被災者情報リスト	●	×	×	×	×	OCRインサータ部	057
3	年金一時金入力帳票	×	●	●	×	×	OCRインサータ部	561
4	支給決定決議書	×	×	×	A	A	OCRインサータ部	570
5	不支給決定決議書	×	△	△	B	B	OCRインサータ部	570
6	年金入力結果票	×	×	×	A	A	OCRインサータ部	455
7	年金年額リスト	×	×	×	△	△	OCRインサータ部	486
8	債務者登録票	×	×	×	△	△	OCRインサータ部	582
9	資格者一覧表	×	×	×	△	△	OCRインサータ部	487

●・・・出力
 △・・・条件出力
 A・B・・・A又はBのどちらかを出力
 ×・・・非出力

項番	入力項目	特別遺族年金	
		受付	修正
1	データ受付番号	A	A
2	枚目	●	●
3	枚中	●	●
4	診断書の要否	×	×
5	傷病区分	×	×
6	データ受付番号	B	B
7	調整コード(1種)	×	×
8	種別(1種)	×	×
9	厚年等年額(1種)	×	×
10	厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(1種)	×	×
11	調整コード(2種)	×	×
12	種別(2種)	×	×
13	厚年等年額(2種)	×	×
14	厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(2種)	×	×
15	枝番号	●	●
16	資格者氏名	●	●
17	資格者生年月日	●	●
18	性別	●	●
19	障害の状態	△	△
20	同一生計の有無	△	△
21	枝番号	△	△
22	資格者氏名	△	△
23	資格者生年月日	△	△
24	性別	△	△
25	障害の状態	△	△
26	同一生計の有無	△	△
27	枝番号	△	△
28	資格者氏名	△	△
29	資格者生年月日	△	△
30	性別	△	△
31	障害の状態	△	△
32	同一生計の有無	△	△
33	枝番号	△	△
34	資格者氏名	△	△
35	資格者生年月日	△	△
36	性別	△	△
37	障害の状態	△	△
38	同一生計の有無	△	△
39	権者枝番号	●	●

項番	入力項目	特別遺族年金			
		銀行		郵便局	
		口座振込	郵便振込	現金払	外国払
40	支払方法	1	3	5	7
41	金融機関・店舗コード	○	×	×	×
42	預金の種類	○	×	×	×
43	口座番号	○	×	×	×
44	郵便局コード	×	●	●	×
45	貯金通帳記号番号	×	●	×	×
46	電話番号	△	△	△	×
47	郵便番号	●	●	●	×
48	都道府県コード	●	●	●	×
49	受給権者氏名	●	●	●	×
50	住所1	●	●	●	×
51	住所2	△	△	△	×
52	住所3	△	△	△	×

A・B……A又はBのいずれかを記入
 ●……必須入力項目
 ○……(流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる)必須項目
 △……任意入力項目
 ×……入力不可項目

○年金一時金入力帳票の入力による出力帳票(特別遺族年金)

番号	出力帳票名	登記	修正	出力端末装置	出力帳票番号
1	支給決定決議書	●	●	OCRインサータ部	570
2	年金一時金入力結果票	●	●	OCRインサータ部	455
3	資格者一覧表	●	●	OCRインサータ部	487
4	年金年額リスト	△	△	OCRインサータ部	486
5	債務者登録票	△	△	OCRインサータ部	582
6	メッセージリスト	△	△	OCRインサータ部	057

●……出力
△……条件出力

○登録帳票(特別遺族一時金) ※失権差額一時金を除く。

項番	入力項目	特別遺族一時金						
		受付	登記		修正	再出力	不支給	取消
			受付未済	受付済				
1	管轄局番	△	△					
2	データ受付番号	×	×	●	●	●	●	●
3	実行コード	×	1・2	1・2	3・4	5	7	9
4	労働保険番号	A	A					
5	被災者生年月日	A	A					
6	傷病年月日(死亡年月日)	A	A					
7	年金証書番号	×	×					
8	受付年月日	●	●	●	●			
9	様式番号	71-00	71-00					
10	支給事由発生年月日(請求年月日)	●	●	●	●			
11	請求人・申請人氏名	●	●	●	●			
12	被災者氏名		●	●	●			
13	性別		●	●	●			
14	特別加入者		●	●	●			
15	平均賃金		×	×	×			
16	特別給与の総額		×	×	×			
17	前払選択支給日数		×	×	×			
18	委任・未支給		△	△	△			
19	成消給付							
20	特支コード							
21	業通別							
22	傷病・障害等級号							
23	併合8級コード							
24	併合繰上等定額特支金							
25	既存障害区分							
26	既存障害等級							
27	既存障害年金証書番号		×	×	×			
28	滞納制限率							
29	重大過失コード							
30	療養開始年月日							
31	三者コード							
32	三者損害賠償受領額							
33	三者損害賠償受領年月日							
34	休業内払額(保険給付)							
35	休業内払額(特別支給金)							

項番	入力項目	特別遺族一時金					
		登記				修正	
		受付未済		受付済		修正	
		銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金	銀行振込	当地・送金
36	支払方法	1	3・5	1	3・5	1	3・5
37	金融機関・店舗コード	●	×	●	×	●	×
38	預金の種類	●	×	●	×	●	×
39	口座番号	●	×	●	×	●	×
40	口座名義人	●	×	●	×	●	×
41	口座名義人(つづき)	△	×	△	×	△	×

- ……必須入力項目
- ……(流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる)必須入力項目
- △……任意入力項目
- ×……入力不可項目
- A・B……グループ必須項目(A、Bいずれかの組合せを選択する必須項目)

○登録帳票出力帳票(特別遺族一時金)

番号	出力帳票名	受付	登記		修正	再出力	出力端末装置	出力帳票番号
			受付未済	受付済				
1	登録帳票	●	●	×	×	×	OCRインサータ部	560
2	被災者情報リスト	●	×	×	×	×	OCRインサータ部	057
3	支給決定決議書	×	A	A	A	A	OCRインサータ部	570
4	不支給決定決議書	×	B	B	B	B	OCRインサータ部	570
5	メッセージリスト	△	△	△	△	△	OCRインサータ部	057

●……出力
 △……条件出力
 A・B……A又はBのどちらかを出力
 ×……非出力

○登録帳票(特別遺族年金・特別遺族一時金)

項番	入力項目	記入要領
1	管轄局署	取扱いは、遺族補償給付と同様である。基本的には記入しない。ただし、端末の障害等のため代行署から入力を行う場合には記入する。
2	データ受付番号	取扱いは、遺族補償給付と同様である。受付処理が正常に行われた場合に、請求書等のデータ受付番号を印字する。
3	実行コード	取扱いは、遺族補償給付と同様である。行う処理に応じて、次のコードを記入する。 なお、石綿健康被害救済法の施行日において労災保険給付請求権が時効により消滅していない場合は、7の不支給決議書出力を記入する。 受付…………… 記入しない 登記(受付未済・受付済)…………… 1 登記(一時金であって漢字又はアルファベットで住所氏名の入力する場合)…………… 2 修正…………… 3 修正(一時金であって漢字又はアルファベットで住所氏名の入力する場合)…………… 4 決議書再出力…………… 5 不支給決議書出力…………… 7 取消…………… 9
4	労働保険番号	取扱いは、遺族補償給付と同様である。石綿ばく露作業に従事した最終事業場の労働保険番号を記入する。なお、当該事業場の労働保険番号を特定できない場合は、便宜的に仮番号を用いて入力する。 具体的な仮番号に関する指定等については、「10 機械処理上の留意点」を参照すること。
5	被災者生年月日	取扱いは、遺族補償給付と同様である。先頭の1桁目に次の元号コードを記入し、続けて生年月日を和暦で記入することにより、死亡労働者等の生年月日を登記する。 (元号コード) 明治…………… 1 大正…………… 3 昭和…………… 5 平成…………… 7
6	傷病年月日(死亡年月日)	傷病年月日でなく、死亡労働者等の死亡年月日を入力する。先頭の1桁目に次の元号コードを記入し、続けて年月日を和暦で記入する。 (元号コード) 昭和…………… 5 平成…………… 7
7	年金証書番号	記入不要
8	受付年月日	取扱いは、遺族補償給付と同様である。請求書を受け付けた年月日を記入する。
9	様式番号	特別遺族給付金に応じて、次のコードを記入する。ただし、未支給年金については、労災保険業務室あて文書報告を要する期間は入力をしない。 特別遺族年金…………… 70-00 特別遺族一時金…………… 71-00 未支給年金(特別遺族年金)…………… 04-00
10	支給事由発生年月日(請求年月日)	遺族補償給付とは異なり、請求書の受付年月日を記入する(18年度において開発が完了した時点で記入不要項目への切り替えを労災保険業務室から指示する予定)。 特別遺族年金…………… 特別遺族年金の請求年月日 特別遺族一時金…………… 特別遺族一時金の請求年月日 特別遺族一時金(失権差額)…………… 特別遺族年金の転帰年月日 未支給金(特別遺族年金)…………… 特別遺族年金の転帰年月日
11	請求人・申請人氏名	請求人氏名を記入する。なお、姓と名の間は1字空けること。
12	被災者氏名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。死亡労働者等の氏名を記入する。なお、姓と名の間は一字空けること。

項番	入力項目	記入要領
13	性別	取扱いは、遺族補償給付と同様である。死亡労働者等の性別に応じて次のコードを記入する。 男..... 1 女..... 3
14	特別加入者	取扱いは、遺族補償給付と同様である。死亡労働者等が特別加入者の場合は、現行労災年金の場合に使用するコードを記入する(機械処理手引75頁参照)。
15	平均賃金	記入不要
16	特別給与の総額	
17	前払選択支給日数	
18	委任・未支給	遺族補償給付と同様
19	成消給付コード	記入不要
20	特支コード	
21	業通別	
22	傷病・障害等級号	
23	併合B級コード	
24	併合繰上定額特支金	
25	既存障害区分	
26	既存障害等級	
27	既存障害年金証書番号	
28	滞納制限率	
29	重大過失コード	
30	療養開始年月日	
31	三者コード	
32	三者損害賠償受領額	
33	三者損害賠償受領年月日	
34	休業内払額(保険給付)	
35	休業内払額(特別支給金)	

項番	入力項目	記入要領
36	支払方法	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。</p> <p>銀行振込1 当地払3 送金払5</p>
37	金融機関・店舗コード	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。請求書等に記載してある金融機関の名称・店舗名を金融機関検索で確認の上、金融機関コードを記入する。</p>
38	預金の種類	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。</p> <p>普通預金1 当座預金3</p>
39	口座番号	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。口座番号を記入し、7桁未満の場合は、右詰めで記入する。</p>
40	口座名義人	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。口座名義人を記入する。なお、20文字以上使用する場合は、次の「41 口座名義人(つづき)」に記入する。</p>
41	口座名義人(つづき)	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。「40 口座名義人」に記入しきれない場合に記入する。</p>

○年金一時金入力帳票(特別遺族年金)

項番	入力項目	記入要領
1	データ受付番号	登録帳票による登録処理を行い、正常に処理した場合に機械印字する。
2	枚目	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力する帳票枚数を1から順に記入する。
3	枚中	取扱いは、遺族補償年金と同様である。入力する帳票の総枚数を記入する。
4	診断書の要否	記入不要
5	傷病区分	記入不要
6	データ受付番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。複数枚入力する場合に、受付処理で登録票に印字したデータ受付番号記入する。ただし、「1 データ受付番号」が印字されている場合は記入しない(記入してもこの項目の記入内容は登記されない。)
7	調整コード(1種)	記入不要
8	種別(1種)	
9	厚年等年額(1種)	
10	厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(1種)	
11	調整コード(2種)	
12	種別(2種)	
13	厚年等年額(2種)	
14	厚年等の年金証書の基礎年金番号及び年金コード(2種)	
15	枝番号	<p>取扱いは、遺族補償年金と同様である。資格者の身分に応じて次のコードを記入する。</p> <p>夫(障害がない場合は60歳以上)..... 01 妻 02 子(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること) 11~19 実父(障害がない場合は60歳以上)..... 21 実母(障害がない場合は60歳以上)..... 22 養父(障害がない場合は60歳以上)..... 23 養母(障害がない場合は60歳以上) 24 孫(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること) ... 31~39 祖父(障害がない場合は60歳以上)..... 41 祖母(障害がない場合は60歳以上)..... 42 兄弟姉妹(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日まで又は60才以上) 51~59</p> <p>※遺族補償年金で使用する若年停止に係る枝番号61,71,72,73,74,81,82,91~99は、使用しないこと。</p>
16	資格者氏名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。特別遺族年金の受給資格者氏名を左詰めで記入する。なお、姓と氏名の間を一字空ける。

項番	入力項目	記入要領
17	資格者生年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。「16 資格者氏名」に記入した資格者の生年月日を記入する。
18	性別	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて次のコードを記入する。 男…………… 1 女…………… 3
19	障害の状態	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 障害無……………0又は空白 障害有(診断書要)……………1 障害有(診断書否)……………3
20	同一生計の有無	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 同一生計有……………0又は空白 同一生計無……………1
21	枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。資格者の身分に応じて次のコードを記入する。 夫(障害がない場合は60歳以上)…………… 01 妻…………… 02 子(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること)…………… 11～19 実父(障害がない場合は60歳以上)…………… 21 実母(障害がない場合は60歳以上)…………… 22 養父(障害がない場合は60歳以上)…………… 23 養母(障害がない場合は60歳以上)…………… 24 孫(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること)…………… 31～39 祖父(障害がない場合は60歳以上)…………… 41 祖母(障害がない場合は60歳以上)…………… 42 兄弟姉妹(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日まで又は60才以上)…………… 51～59 ※遺族補償年金で使用する若年停止に係る枝番号61,71,72,73,74,81,82,91～99は、使用しないこと。
22	資格者氏名	取扱いは、遺族補償年金と同様である。特別遺族年金の受給資格者氏名を左詰めで記入する。なお、姓と氏名の間を一字空ける。
23	資格者生年月日	取扱いは、遺族補償年金と同様である。「22 資格者氏名」に記入した資格者の生年月日を記入する。
24	性別	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて次のコードを記入する。 男…………… 1 女…………… 3
25	障害の状態	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 障害無……………0又は空白 障害有(診断書要)……………1 障害有(診断書否)……………3
26	同一生計の有無	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 同一生計有……………0又は空白 同一生計無……………1

項番	入力項目	記入要領
27	枝番号	<p>取扱いは、遺族補償年金と同様である。資格者の身分に応じて次のコードを記入する。</p> <p>夫(障害がない場合は60歳以上)..... 01 妻 02 子(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること) 11~19 実父(障害がない場合は60歳以上)..... 21 実母(障害がない場合は60歳以上)..... 22 養父(障害がない場合は60歳以上)..... 23 養母(障害がない場合は60歳以上) 24 孫(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること).... 31~39 祖父(障害がない場合は60歳以上)..... 41 祖母(障害がない場合は60歳以上)..... 42 兄弟姉妹(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日まで又は60才以上) 51~59</p> <p>※遺族補償年金で使用する若年停止に係る枝番号61,71,72,73,74,81,82,91~99は、使用しないこと。</p>
28	資格者氏名	<p>取扱いは、遺族補償年金と同様である。特別遺族年金の受給資格者氏名を左詰めで記入する。なお、姓と氏名の間を一字空ける。</p>
29	資格者生年月日	<p>取扱いは、遺族補償年金と同様である。「28 資格者氏名」に記入した資格者の生年月日を記入する。</p>
30	性別	<p>取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて次のコードを記入する。</p> <p>男..... 1 女..... 3</p>
31	障害の状態	<p>取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。</p> <p>障害無 0又は空白 障害有(診断書要) 1 障害有(診断書否) 3</p>
32	同一生計の有無	<p>取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。</p> <p>同一生計有 0又は空白 同一生計無 1</p>
33	枝番号	<p>取扱いは、遺族補償年金と同様である。資格者の身分に応じて次のコードを記入する。</p> <p>夫(障害がない場合は60歳以上)..... 01 妻 02 子(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること) 11~19 実父(障害がない場合は60歳以上)..... 21 実母(障害がない場合は60歳以上)..... 22 養父(障害がない場合は60歳以上)..... 23 養母(障害がない場合は60歳以上) 24 孫(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること).... 31~39 祖父(障害がない場合は60歳以上)..... 41 祖母(障害がない場合は60歳以上)..... 42 兄弟姉妹(障害がない場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日まで又は60才以上) 51~59</p> <p>※遺族補償年金で使用する若年停止に係る枝番号61,71,72,73,74,81,82,91~99は、使用しないこと。</p>
34	資格者氏名	<p>取扱いは、遺族補償年金と同様である。特別遺族年金の受給資格者氏名を左詰めで記入する。なお、姓と氏名の間を一字空ける。</p>
35	資格者生年月日	<p>取扱いは、遺族補償年金と同様である。「34 資格者氏名」に記入した資格者の生年月日を記入する。</p>

項番	入力項目	記入要領
36	性別	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて次のコードを記入する。 男…………… 1 女…………… 3
37	障害の状態	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 障害無……………0又は空白 障害有(診断書要)……………1 障害有(診断書否)……………3
38	同一生計の有無	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 同一生計有……………0又は空白 同一生計無……………1
39	権者枝番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者(代表者)の枝番号を記入する。
40	支払方法	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 銀行振込……………1 郵便振込……………3 窓口現金……………5 外国払……………7 7(外国払)を記入した場合は、項目番号41～52までについては、記入せず、外国払入力票により処理すること。
41	金融機関・店舗コード	取扱いは、遺族補償年金と同様である。請求書等に記載してある金融機関の名称・店舗名を金融機関検索で確認の上、金融機関コードを記入する。
42	預金の種類	取扱いは、遺族補償年金と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。 普通預金……………1 当座預金……………3
43	口座番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。口座番号を記入し、7桁未満の場合は、右詰めで記入する。
44	郵便局コード	取扱いは、遺族補償年金と同様である。郵便局名称と都道府県コードを基に、「郵便局コード」を検索のうえ記入する。
45	貯金通帳記号番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。記号5桁、番号8桁を右詰めで記入する。
46	電話番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。市外局番(最大6桁)、市内局番(最大4桁)、番号(4桁)を右詰めで記入する。なお、外国払の際は、記入しない。
47	郵便番号	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者の住所の郵便番号を左詰めで7桁で記入する。なお、外国払の際は、記入しない。
48	都道府県コード	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者の住所地の都道府県コードを記入する(都道府県コードは、機械処理手引764頁を参照)。なお、外国払の際は、記入しない。
49	受給権者氏名(漢字)	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者氏名を漢字で記入する。記入の際は、姓と名の間を一字空けること。なお、外国払の際は、記入しない。
50	住所1(漢字)	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者の住所(郡・市・町・村以下で表示する住所)を漢字で記入する。なお、外国払の際は、記入しない。

項番	入力項目	記入要領
51	住所2(漢字)	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者の住所(郡・市・町・村以下で表示する住所)について漢字で記入する。なお、外国払の際は、記入しない。
52	住所3(漢字)	取扱いは、遺族補償年金と同様である。受給権者の住所(郡・市・町・村以下で表示する住所)を漢字で記入する。なお、外国払の際は、記入しない。

ロ 決議処理

登記処理の結果出力された支給決定決議書（39570）を用いて、支給決定に係る決議処理を行う。

帳票記入例については33頁に、記入必要項目については34頁に、記入要領については35頁にそれぞれ掲げるので処理の際に参照すること。

振替種別 39570		資格種別 2201	①データ受付番号 226069035&001	②訂正番号	③請求加付回数 <input type="checkbox"/>	④業種別 業務災害	
給付の種別 一時金 年 金 ￥ 27000000		支給決定額等 一時金 ￥ 27000000		調整額 一時金 0		支払額 一時金 ￥ 27000000	
特別支給金合計 特別一時金 特別年金 協賛額特別年金 未支給の就労等控除費		特別支給金合計 特別一時金 特別年金 協賛額特別年金 未支給の就労等控除費		調整額合計 一時金 0		支払額合計 一時金 ￥ 27000000	
年金証書番号 226069035		寄 長 資 金 前 渡 官 吏 次 長		課 長 係 長 係		支 払 年 月 日 支 払 手 番 号 国 庫 金 通 金 番 号	
三者控除受領額等 給付の種別 保 険 給 付 特 別 支 給 金		前給付控除額 休業内払額 退職金 年金 特別一時金		戻 付 額 戻 付 額 戻 付 額 戻 付 額		処理方法 年金のそと返給額 特別一時金	
算定基礎 平均賃金 特別給付の総額 原年等調整率(額) 2700000		算定日額 給付日数 給付日数		元金 元金 元金		元金 元金 元金	
請求書項目等 被災者氏名 イノウ アキラ 被災者生年月日 84.8.51 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 被災者生年月日 84.8.51 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 被災者生年月日 84.8.51 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		被災者氏名 イノウ アキラ 労働保険番号 22401000000 請求年金証書番号 71 請求年金証書番号 71		被災者生年月日 84.8.51 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 被災者生年月日 84.8.51 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 被災者生年月日 84.8.51 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		被災者生年月日 84.8.51 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 被災者生年月日 84.8.51 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 被災者生年月日 84.8.51 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
メッセージ欄 M636 受付から1月以上経過しています M525 資格者(18)と被災者の年齢差を再確認してください M525 資格者(31)と被災者の年齢差を再確認してください M703 「郵便番号」と「都道府県コード」が不整合。要確認		被災者統計入力欄 ①支給決定年月日 71.8.530 ②処置区分 01 ③賠償性質 <input type="checkbox"/> 賠償 <input type="checkbox"/> 賠償 <input type="checkbox"/> 賠償 <input type="checkbox"/> 賠償 ④事故の相手方 <input type="checkbox"/> 賠償 <input type="checkbox"/> 賠償 <input type="checkbox"/> 賠償 <input type="checkbox"/> 賠償		被災者統計入力欄 ⑤被災者生年月日 2201 ⑥被災者性別 99 ⑦被災者年齢 71 ⑧被災者年齢 71 ⑨被災者年齢 71 ⑩被災者年齢 71		被災者統計入力欄 ⑪被災者年齢 19 ⑫被災者年齢 71.8.516 ⑬被災者年齢 0021	

右金額正に領収しました。 預 取 年 月 日 領 取 金 額 氏 名

○年金・一時金支給決定一時金支払決議書(特別遺族年金・特別遺族一時金)入力項目

項目	入力項目	特別遺族年金・特別遺族一時金	
		支給	不支給
1	データ受付番号	●	●
2	訂正番号		
3	出力回数	●	●
4	支給決定年月日	●	●
5	処理区分	●	●
6	傷病性質	×	×
7	通勤方法	×	×
8	事故の相手方	×	×
9	災害発生局署	●	×
10	特疾コード	△	×
11	傷病部位	●	×
12	傷病性質	●	×
13	調査コード	A	A
14	調査年月日	A	A
15	復命書番号	A	A

●……必須入力項目
 ○……(流用できるデータが既に登記されている場合に省略が可能となる)必須入力項目
 △……任意入力項目
 ×……入力不可項目
 A……セット入力項目(3項目全てを入力する。)

○年金・一時金支給決定一時金支払決議書(特別遺族年金・特別遺族一時金)出力帳票

番号	出力帳票名	支給	不支給	出力端末装置	出力帳票番号
1	支給決定通知書	●	×	OCRインサータ部	481
2	不支給決定通知書	×	●	OCRインサータ部	483
3	年金証書	●	×	OCRインサータ部	440
4	メッセージリスト	△	×	OCRインサータ部	057

●……出力
 △……条件出力
 ×……非出力

○支給決定決議書(特別遺族年金・特別遺族一時金)

項番	入力項目	記入要領
1	データ受付番号	登録帳票による登録処理を行い正常に処理した場合に機械印字する。
2	訂正番号	使用しない。
3	決議書出力回数	登録帳票による登録処理を行い正常に処理した場合に機械印字する。
4	支給決定年月日	取扱いは、遺族補償給付と同様である。支給(不支給)決定した日付を記入する。
5	処理区分	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。</p> <p>支給..... 01 適用外で不支給(特別遺族給付金適用外)..... 11 業務外で不支給..... 12 重複請求で不支給..... 13 特別遺族年金・資格者なしで不支給 23 基本権なしで不支給 25 給付金額なしで不支給 26 管轄外の請求のため不支給 30 その他で不支給 14~19</p> <p>(注) 14~19については、各局で任意に設定し使用する。</p>
6	傷病性質(通災)	} 記入不要
7	通勤方法	
8	事故の相手方(通災)	
9	災害発生局署	取扱いは、遺族補償給付と同様である。石綿ばく露作業に従事した最終事業場を管轄する局署を記入する。
10	特疾コード	取扱いは、遺族補償給付と同様である。特定疾病に該当する場合にのみ「1」を入力する。 ※ただし、「石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫」については、H18年4月1日の給付から適用であるが、当面の間、システムでは対応していないためこのコードは入力しない。
11	傷病部位	取扱いは、遺族補償給付と同様である。傷病部位コードを記入する(機械処理手引761頁参照)。
12	傷病性質	取扱いは、遺族補償給付と同様である。傷病性質コードを記入する(機械処理手引757頁参照)。
13	調査コード	<p>取扱いは、遺族補償給付と同様である。次の区分に応じて該当するコードを記入する。</p> <p>適用関係11 業務外12 受給権者19 その他(上記以外)24~29 支給停止31 支払差止32 受給資格者33</p> <p>(注) 24~29については、各局で任意に設定し使用する。</p>
14	調査年月日	取扱いは、遺族補償給付と同様である。調査実施年月日を記入する。

項番	入力項目	記入要領
15	復命書番号	取扱いは、遺族補償給付と同様である。調査により作成した復命書番号を記入する。

ハ 支払処理

特別遺族年金については、労災保険法の保険給付同様、機械処理で偶数月の支払期ごとに支払われる。

特別遺族一時金についても、労災保険法の保険給付と同様、労働基準監督署において、明当送要求票（34510）に必要事項を記入し、機械処理を行う。

明当送要求票（34510）の記入方法について、「③明細票要求」等の給付種別は、一時金と区分せず一括して処理する。その他、機械処理事務手引（短期給付一元管理システム編）を参照すること。

二 代表者選任・解任処理

権者払いを行う際には、変更帳票（39562）を用いて、代表者選任・解任処理を行うこととなる。

入力項目等については、遺族補償年金と同様であり、年金機械処理手引を参照すること。

(3) 検索

検索画面において、項目名を次のように読み替えるものとする。

(読み替える項目)

支給事由発生年月日→請求年月日(受付年月日)

傷病年月日→死亡年月日

また、「厚年等情報検索」「障害等級検索」は、特別遺族給付金に関して管理する項目がないので、表示しない。

① 検索画面出力例 (年金・一時金受付検索)

年金・一時金受付検索 (結果)		12.06.27
1/1 <1>		11:44
受付番号	3666199999999	管轄局署 3601
請求人氏名	年金太郎	請求年月日(受付年月日)に
様式番号	7000-特別遺族年金支給請求書	当面の間、読替えのこと
支給事由発生	平成 3年 6月11日	実行コード 登記
受付年月日	平成 3年 6月17日	変更内容
受付入力日	平成 3年 7月19日	帳票種別 39560
決議書出力日	平成 3年 7月19日	決議書種類 支給決定決議書
決議書破棄日		出力回数 01
決定年月日	平成 3年 7月22日	処理区分 01-支給・変更
決議書入力日	平成 3年 7月23日	帳票入力日 平成 3年 7月19日
調査年月日	平成 3年 7月10日	調査コード 18 復命書番号 0136
労働保険番号	36301999999000	
生年月日	昭和21年 8月22日	
傷病年月日	平成 3年 3月 5日	
旧データ受付	3601-913009999	

死亡年月日)に当面の間、読替えのこと

② 検索画面出力例 (一時金概要検索)

一時金支払検索 (結果)		12.06.27
		11:43
1/3 <1>		
受付番号	3666199999999	特別遺族給付金に当面の間、読替えのこと
被災者氏名	年金太郎	
請求書番号	7100-特別遺族一時金支給請求書	
支給決定額	<保険給付><特支金(-)><特支金(定)><未援護費>	
調整額	12000000	
支払額		
支払合計額	12000000	
支払年月日	平成 3年 7月25日	
支払方法	銀行振込	
金融機関コード	9876987	預金の種類 普通預金
金融機関名	労災信用金庫	口座番号 0123456
店舗名	徳島支店	
口座名義人	ネンキン タロウ	
(つづき)		

一時金算定基礎検索 (結果)		12.06.27	
		11:43	
2/3 <1>			
データ受付番号	3666199999999	死亡年月日に当面の間、読替えのこと	
生年月日	昭和21年 9月 9日		
傷病年月日	平成 3年 3月15日		
支給事由	平成 3年 6月11日		
平均賃金		特別給与の総額	
スライド率		算定基礎日額	
給付基礎日額		算出方法	
算出方法		療養開始年月日	
給付日数		併合調整の定額# 特支金	
障害等級号		既存年証番号	
既存区分・等級			
三者コード	請求年月日(受付年月日)に	給付過払額 (保)	0円
受領日	当面の間、読替えのこと	給付過払額 (特)	0円
受領額		休業内払額 (保)	0円
		休業内払額 (特)	0円

一時金受付検索 (結果)

12.06.27

11:43

3/3 <1>

受付番号 386939999999

管轄局署 3601

請求人氏名 ネンキン タロウ

請求年月日(受付年月

様式番号 1000-障害補償給付支給請求書

日)に当面の間、読替え

のこと

支給事由発生	平成 3年 6月 11日	実行コード	登記
受付年月日	平成 3年 6月 17日	変更内容	
受付処理日	平成 3年 7月 19日	帳票種別	39560
決議書出力日	平成 3年 7月 19日	決議書種類	支給決定決議書
決議書破棄日		出力回数	01
決定年月日	平成 3年 7月 22日	処理区分	01-支給・変更
決議書入力日	平成 3年 7月 23日	帳票入力日	平成 3年 7月 19日
調査年月日	平成 3年 7月 10日	調査コード	18 復命書番号 0136

労働保険番号 36301999999000

生年月日 昭和21年 8月 2日

傷病年月日 平成 3年 3月 15日

旧データ受付 3601-913009999

死亡年月日に当面の間、読
替えのこと

③ 検索画面出力例 (年金・一時金被災者情報検索)

	年金・一時金被災者情報検索 (結果)	12.06.27 11:20
1/3 <1>		
管轄局署	3802	
被災者氏名 (漢字)	ネンキン イチロウ 年金 一郎	
生年月日	昭和13年10月25日	
性別	男	
労働保険番号	38102999999000	
業種	7203	
産業分類	41	
規模	4	
平均賃金 特別給与の総額		

	年金・一時金被災者情報検索 (結果)	12.06.27
2/3 <1>		
傷病年月日	昭和63年10月29日	死亡年月日に当面の間、読替のこと
療養開始年月日		
最新治癒年月日		
最新再発年月日		
死亡年月日		
最新傷病障害等級号	1級1号	最新三者コード
経過措置対象有無	無	重大過失
業種別	業務災害	災害発生局署
傷病性質	71	3802
傷病部位	99	特定疾病
事故の型		傷病区分
起因物		診断書の要否
厚年等の年金証書番号 (1種)		
厚年等の年金証書番号 (2種)		

年金・一時金被災者情報検索 (結果)

12.06.27
11:20

3/3 <1>

	<年証番号・受付番号>	<支給事由発生日>	<様式番号>
1	386939999	平成 5年 2月 28日	70-10

請求年月日(受付年月日)に当面の間、読替のこと

10 機械処理上の留意点

(1) 労働保険番号が不明な場合等の処理

本件の取扱いについては、別途指示することとする。

(2) 石綿にさらされる肺がん、中皮腫に係る特定疾病コードの取扱い

平成18年4月より石綿健康被害救済法の給付金及び労災保険法の保険給付について、石綿にさらされる肺がん・中皮腫に関し、徴収則の改正が行われ特定疾病として追加されるが、当面の間、システム上は、帳票種別39570の支給決定決議入力の際には、「傷病性質コード71(石綿による肺がん・中皮腫)」を決議入力した場合、特定疾病コード「1(特定疾病)」を入力することはできずキャンセルとなる。

このため、当面の対応としては、特定疾病として追加される石綿による肺がん・中皮腫を決議入力する場合は、傷病部位コード、傷病性質コードは通常通り該当するコードを入力し、特定疾病コードのみ入力しないものとする。おつて、所要のシステム改修が完了した際に、訂正帳票により対応することとなる。

そのため、当該事案をまとめて一覧にしておく等、システム改修後に備えておくこと。

なお、労災保険給付に係る取扱いについても、同じ取扱となるので了知されたい。

(3) 特別遺族給付金請求書の受付開始時期とシステム稼働時期とのタイムラグ

特別遺族給付金の受付入力は、平成18年4月3日からである。このため、4月3日にそれまでの間に受け付けた請求書を入力することとなるが、特別遺族年金の支給は、請求のあった日の翌月分からの支給となることから、3月分の受付分を4月の受付と入力することのないよう特に留意をすること。

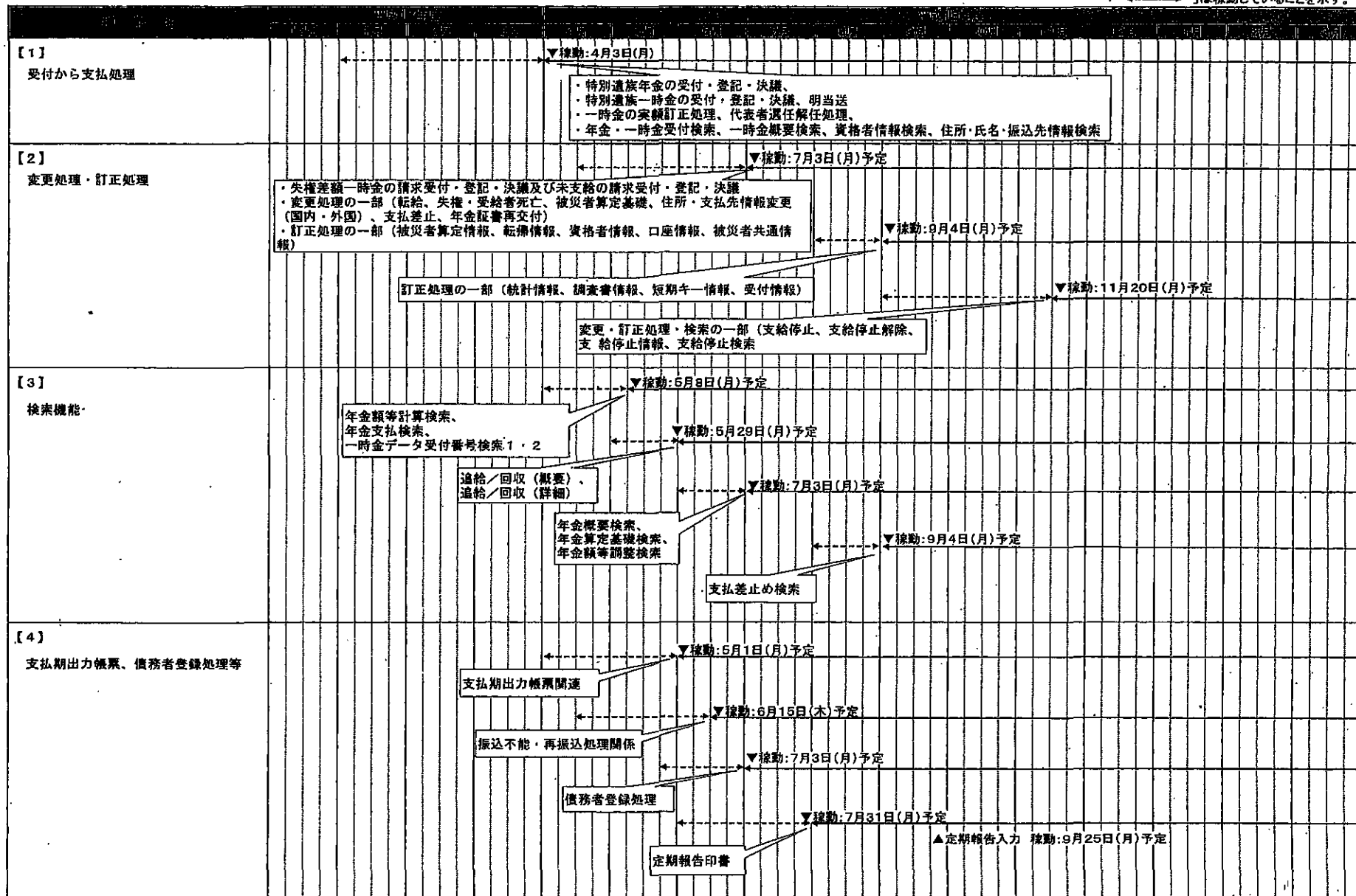
なお、請求書の受付は、3月20日からとされているが、3月20日から法施行日の3月27日までの受付分については、4月3日以降の入力時には、受付日を法施行日の3月27日として入力すること。

(4) 的確な処理について

システム上の変更訂正関係の処理機能の稼働が7月になることから、監督署において、単純な機械処理誤りを起こさないよう的確な処理を徹底すること。

1. 石綿健康被害救済法に係るシステム稼働スケジュール(全体:処理機能別)

▼は稼働日 「←-----」は開発機関を示す。
「----->」は稼働していることを示す。



○ 入力様式[帳票種別38580 特別遺族年金の受給権者の住所・氏名
特別遺族年金の払渡金融機関等変更届]

石綿健康被害救済法
特別遺族年金の受給権者の住所・氏名変更届
特別遺族年金の払渡金融機関等

帳票種別 ※ 39580	死亡労働者等の氏名	支給決定を受けた労働者等の氏名 労働基準監督署	変更処理 ① 収入 ※ ② 収入 ※
-----------------	-----------	----------------------------	--------------------------

必須項目
③ 年金番号
④ 死亡労働者等生年月日
⑤ 姓番号

○住所を変更した場合 (住民票の写し等を添付してください。)

変更後の住所
⑥ 郵便番号
⑦ 市外局番(右2桁) 市内局番(右2桁) 番 号
⑧ 都道府県コード
⑨ フリガナ
⑩ 住所(漢字)
⑪ 住所2番(漢字)
⑫ 住所3番(漢字)
◎ 都道府県名の次から記入してください。

○銀行・郵便局等を変更したい場合

銀行・金融機関等
⑬ 預金の種類
⑭ 口座番号(右7桁)
⑮ 口座番号が7桁未満の場合は右に詰めて記入してください。
⑯ 金融機関コード 店舗コード
⑰ 郵便局名
⑱ 口座番号(右7桁)
◎ 番号が8桁未満の場合は右に詰めて記入してください。
⑲ 郵便局コード

○氏名を変更した場合 (戸籍謄本または戸籍抄本を添付してください。)

氏名
⑲ 変更後氏名(カタカナ): 姓と名の間は1字あけてください。
⑳ 変更後氏名(漢字): 姓と名の間は1字あけてください。
変更前の氏名
フリガナ
漢字
氏名の変更年月日
氏名の変更理由

上記のとおり住所・氏名を変更したので届けます。 届出人(受給権者)の 電話番号
払渡金融機関等を変更したい。 郵便番号 (市外局番) 市内局番 番号 (自治体
フリガナ ()-()-() 郵便先)

住所 () フリガナ

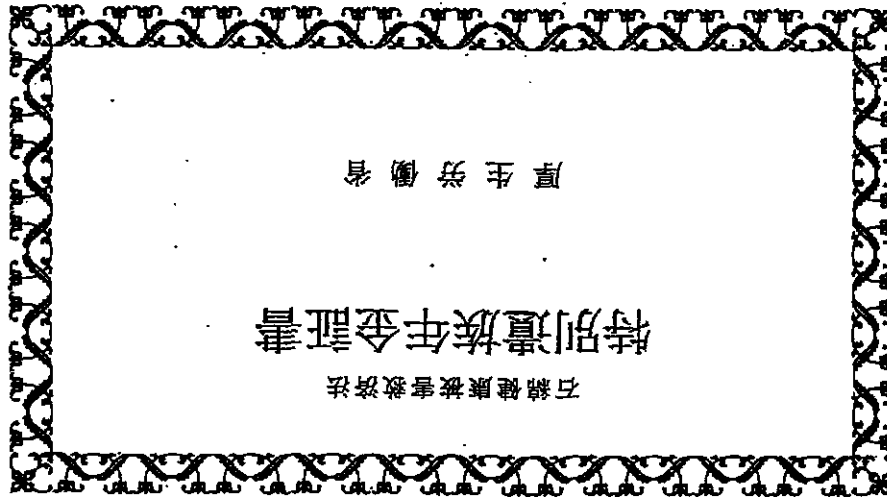
年 月 日 氏名

労働基準監督署長 殿

※ 検印	署長	次長	課長	係長	係
------	----	----	----	----	---

年 月 日 年 月 日

[帳票種別 440 特別遺族年金証書] (表面)



3 年金証書の返納

- (1) 次の場合には、この証書を年金の支給決定を受けた労働基準監督署長に返納してください。
 - イ 年金を受ける権利が消滅したとき
 - ロ その他年金の支給決定を受けた労働基準監督署長から返納を命ぜられたとき
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、発見した年金証書を返納してください。

(裏面)

石綿健康被害救済法 特別遺族年金証書					(440)
管轄局署	年金証書の番号	枝番号	死亡労働者等の生年月日	再発行番号	
			年 月 日		
受給権者の氏名					
受給権者の生年月日		年 月 日			
請求年月日		年 月 日			

石綿による健康被害の救済に関する法律によって上記の特別遺族年金の支給を行うことに決定したことを証します。

年 月 日

労働基準監督署長

(注意)

1 年金証書の提示又は提出

- (1) 郵便局において年金の支払を受けようとするときは、窓口に送金通知書を提出するとともにこの証書を提示してください。
- (2) 年金の支給決定を受けた労働基準監督署長から年金証書の提示又は提出を命ぜられたときは、その労働基準監督署長にこの証書を提示又は提出してください。

2 年金証書の再交付

この証書を亡失し若しくは著しく損傷し、又は受給権者の氏名に変更があったときは、年金証書の再交付を年金の支給決定を受けた労働基準監督署長に請求してください。

なお、年金証書の再交付を請求するとき(亡失の場合を除く)は、既に交付を受けている年金証書を提出してください。

(物品番号 7313) 18.3

[帳票種別 4 8 1 特別遺族給付金支給決定通知書]

石綿健康被害救済法

481

年 月 日

電話番号

あなたが請求された特別遺族給付金を下記のとおり決定したので通知します。

労働基準監督署長



- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 下記の特別遺族給付金に関する決定(以下「本件処分」といいます)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に上記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」といいます)に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会(以下「審査会」といいます)に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する最終決定を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります)、再審査請求に対する審査会の最終決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(最終決定があった日から1年を経過した場合は除きます)。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても最終決定がないとき、②再審査請求についての最終決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他の取消訴訟を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは審査会の最終決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他の審査官の決定及び審査会の最終決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の最終決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年金証書番号	
特別遺族給付金の種類	
支給決定額	死亡年月日 年 月 日 請求年月日 年 月 日 支給決定年月日 年 月 日
算定基礎	算定人数 <input type="checkbox"/> 人 特別遺族給付金額
一時金等の	前給付過誤払額 回収額合計 調整額処理方法
特別遺族給付金	
備考	

※の合計金額から回収額合計を差し引いた額が一時金振込(支払)金額です。
年金の支払日が土曜日・日曜日又は祝祭日の場合は、金融機関等の直前の営業日となります。

支払(振込)金額		備考	
振込先	金融機関名 店 舗 名		
預貯金種別		番号	

振込通知
・上記の支払金額をご指定の金融機関の預貯金口座に振込みの手続をいたしましたので通知します。

支払通知
・上記の支払金額を 年 月 日 時 分振支払いますので、請求書等に押印した
印鑑とこの通知書を持参して当署までおいで下さい。

・上記の支払金額を最寄りの金融機関に送金の手続をいたしました。

資金調整官

(物品番号 7334) 18.3

[帳票種別 483 特別遺族給付金不支給決定通知書] (表面)


は が き

④483 石綿健康被害救済法
特別遺族給付金

請求書名	
請求人氏名	
決定年月日	年 月 日
受付番号	

あなたが請求された特別遺族給付金を
表記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

労働基準監督署  電話番号

[帳票種別 4 8 3 特別遺族給付金不支給決定通知書] (裏面)

不支給理由

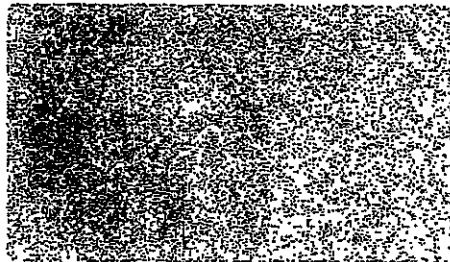
- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 表記の特別遺族給付金に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

(物品番号 7335) 18.3

[帳票種別 484 特別遺族年金変更決定通知書]

石綿健康被害救済法

484



年 月 日

電話番号

あなたが請求された特別遺族給付金を下記のとおり決定したので通知します。

労働基準監督署長



年金証書番号			
変更届等の種類			
特別遺族年金年額		決定年月日	年 月 日
		変更年月日	年 月 日
算定基礎	算定人 <input type="checkbox"/> 人		
	年金年額		
理由			

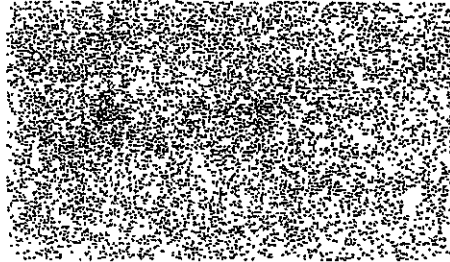
年金の支払日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、金融機関等の直前の営業日となります。

- この決定理由の経緯についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 上記の特別遺族給付金に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に上記の労働基準監督署を管轄する報道府決労政局の労働者災害給付保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の送付がされた日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する決定を標的とし、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、再審査請求に対する審査会の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（判決があった日から1年を経過した場合は除きます。）。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないとき、②再審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他の判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、③判決の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、④その審査官の決定及び審査会の判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、⑤いずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の判決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

[帳票種別 485 特別遺族年金変更決定通知書 (代表者選任解任等用)]

高齢健康被害救済法


485



年 月 日

電話番号

あなたが請求された特別遺族給付金を下記のとおり決定したので通知します。

労働基準監督署 

年金証書番号					
変更届等の種類					
特別遺族年金年額					
	決定年月日		年 月 日		
	変更年月日		年 月 日		
算定基礎	算定人数				
	□人				
	年金年額				
理由					

年金の支払日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、金融機関等の直前の営業日となります。
 ○ この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

(45) 2000 2000 100

[帳票種別 486 特別遺族年金年額変更内訳] (一枚目)

石綿健康被害救済法

特別遺族年金年額変更内訳

486

項番	変更年月	特別遺族年金額	備	考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

(物品番号 7348) 1R3

[帳票種別 4 8 6 特別遺族年金年額変更内訳] (二枚目)

石綿健康被害救済法

特別遺族年金年額変更内訳

年金証書番号 <input type="text"/>				受給者氏名 <input type="text"/>		転出年月日 <input type="text"/>	
項番	変更年月	特別遺族年金額	備	考			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

[帳票種別 487 特別遺族年金資格者一覧]

石綿健康被害救済法

特別遺族年金資格者一覧

487

データ受付番号 <input type="text"/>		出力年月日 <input type="text"/>		出力回数 <input type="text"/>		<input type="checkbox"/> / <input type="checkbox"/>	
年金証書番号 <input type="text"/>		受給権者氏名 <input type="text"/>					
	枝番号	氏名	生年月日	性別	障害の有無	同一生計の有無	
資格者 1	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
資格者 2	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
資格者 3	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
資格者 4	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
資格者 5	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
資格者 6	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
資格者 7	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
資格者 8	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
資格者 9	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
資格者 10	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
資格者 11	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
資格者 12	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
資格者 13	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
資格者 14	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
資格者 15	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
資格者 16	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
備 考 欄	<input type="text"/>						
	<input type="text"/>						
	<input type="text"/>						
	<input type="text"/>						
	<input type="text"/>						
	<input type="text"/>						
	<input type="text"/>						
	<input type="text"/>						

[帳票種別 488 特別遺族年金の年金変更決定決議書] (1枚目)

488

石綿健康被害救済法
特別遺族年金の年金変更決定決議書

データ受付番号	訂正番号	出力年月日	出力回数		□/□
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
死亡労働者等氏名	死亡年月日	労働者等氏名	労働者等年月日	労働保険番号	
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
年金証書番号	特別遺族年金年額の決定額				
受給権者氏名					
請求年月日					
転属年月日					
	回	取	額	追	給
特別遺族年金の調査額等					
年金証書番号	特別遺族年金年額の決定額				
受給権者氏名					
請求年月日					
転属年月日					
	回	取	額	追	給
特別遺族年金の調査額等					
年金証書番号	特別遺族年金年額の決定額				
受給権者氏名					
請求年月日					
転属年月日					
	回	取	額	追	給
特別遺族年金の調査額等					
	回	取	額	調査額処理方法	追給額処理方法
特別遺族年金の調査額等					
備 考 欄					
	課長	次長	課長	係長	係
	決 裁		年 月 日		

(物品番号 73200) 183

[帳票種別 488 特別遺族年金の年金変更決定決議書] (2枚目表面)

石綿健康被害救済法
特別遺族年金年金内訳リスト

死亡労働者等氏名	収入請求年月日	死亡年月日	労働保険番号	□/□
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
年 金 1				
年金証書番号	特別遺族年金年額の決定額			
受給権者氏名				
請求年月日				
振替年月日				
特別遺族年金の調整額等	回 収 額	追 給 額		
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
年 金 2				
年金証書番号	特別遺族年金年額の決定額			
受給権者氏名				
請求年月日				
振替年月日				
特別遺族年金の調整額等	回 収 額	追 給 額		
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
年 金 3				
年金証書番号	特別遺族年金年額の決定額			
受給権者氏名				
請求年月日				
振替年月日				
特別遺族年金の調整額等	回 収 額	追 給 額		
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
追 給 ・ 回 収 額 合 計				
特別遺族年金の調整額等	回 収 額	調整額処理方法	追 給 額	追 給 額 処 理 方 法
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
備				
考				
欄				


石綿健康被害救済法

特別遺族年金変更決定通知書

さきに貴殿に対してなした裏面内訳の年金の決定については、下記の理由により裏面内訳のとおり、取消し新たに変更決定したので通知します。

- 追給額は、裏面内訳の「追給・回収額合計」欄の金額をお支払い致します。
- 過払額は、裏面内訳の「追給・回収額合計」欄の金額について「調整額処理方法」欄のとおりと致します。
- (1) 特別遺族給付金に関する決定(以下「本件処分」といいます。)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に下記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」といいます。)に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会(以下「審査会」といいます。)に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する判決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、再審査請求に対する審査会の判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(判決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないとき、②再審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の判決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の判決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長 

様

変更決定の理由	

[帳票種別 489 特別遺族一時金支給決定取消支給決定支払 (追給) 決議書] (1枚目)

489

石綿健康被害救済法

特別遺族一時金支給決定取消
支給決定決議書
支払(追給)

入力データ受付番号		訂正番号		出力年月日		出力回数			
死亡労働者等氏名		死亡労働者等生年月日		死亡年月日		労働保険番号			
一時金 1									
データ受付番号		訂正番号		給付金の種別				年度	
億千百十万千百十円									
支払額		請求年月日		支払方法					
要債権確認額		当初支払年月日		金融機関コード					
種 類		当初支払額		今回支払額		追給額		回収額	
内訳		特別遺族給付金						預金の種別 口座番号	
口座名義人									
通知年月日		支払年月日							
小切手番号		第 号		国庫金送金番号		第 号			
右金額正に領収しました。		領収年月日		領収金額		氏 名			
		年 月 日		¥					
一時金 2									
データ受付番号		訂正番号		給付金の種別				年度	
億千百十万千百十円									
支払額		請求年月日		支払方法					
要債権確認額		当初支払年月日		金融機関コード					
種 類		当初支払額		今回支払額		追給額		回収額	
内訳		特別遺族給付金						預金の種別 口座番号	
口座名義人									
通知年月日		支払年月日							
小切手番号		第 号		国庫金送金番号		第 号			
右金額正に領収しました。		領収年月日		領収金額		氏 名			
		年 月 日		¥					
一時金 3									
データ受付番号		訂正番号		給付金の種別				年度	
億千百十万千百十円									
支払額		請求年月日		支払方法					
要債権確認額		当初支払年月日		金融機関コード					
種 類		当初支払額		今回支払額		追給額		回収額	
内訳		特別遺族給付金						預金の種別 口座番号	
口座名義人									
通知年月日		支払年月日							
小切手番号		第 号		国庫金送金番号		第 号			
右金額正に領収しました。		領収年月日		領収金額		氏 名			
		年 月 日		¥					
備 考 欄									
				署長 資金課長		次長		課長 係長 係	
				決 裁				年 月 日	

(物品番号 78201) 183

[帳票種別 489 特別遺族一時金支給決定取消支給決定支払(追給)決議書](2枚目表面)

石綿健康被害救済法
特別遺族一時金内訳リスト

	□/□		
死亡労働者等氏名	死亡労働者等生年月日	死亡年月日	労働保険番号
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
一時金 1			
			給付金の種別
億千百十万千百十円			
支払額	<input type="text"/>	請求年月日	<input type="text"/>
回収額	<input type="text"/>	当初支払年月日	<input type="text"/>
種 類	当初支払額	今回支払額	追給額
内訳	特別遺族給付金	<input type="text"/>	<input type="text"/>
内訳	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
一時金 2			
			給付金の種別
億千百十万千百十円			
支払額	<input type="text"/>	請求年月日	<input type="text"/>
回収額	<input type="text"/>	当初支払年月日	<input type="text"/>
種 類	当初支払額	今回支払額	追給額
内訳	特別遺族給付金	<input type="text"/>	<input type="text"/>
内訳	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
一時金 3			
			給付金の種別
億千百十万千百十円			
支払額	<input type="text"/>	請求年月日	<input type="text"/>
回収額	<input type="text"/>	当初支払年月日	<input type="text"/>
種 類	当初支払額	今回支払額	追給額
内訳	特別遺族給付金	<input type="text"/>	<input type="text"/>
内訳	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
備 考 欄	<input type="text"/>		
	<input type="text"/>		
	<input type="text"/>		
	<input type="text"/>		

石綿健康被害救済法

特別遺族一時金変更決定通知書

さきに貴殿に対してなした裏面内訳の特別遺族給付金の決定については、下記の理由により裏面内訳のとおり、取消し新たに変更決定したので通知します。

- 追給額は、裏面内訳の「支払額」欄の金額をお支払い致します。
- 過払額は、裏面内訳の「回収額」欄の金額については、同封の納入告知書により告知書記載の指定銀行に払い込むか、もしくは当署へ持参の上納入してください。
- (1) 特別遺族給付金に関する決定(以下「本件処分」といいます。)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に下記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」といいます。)に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会(以下「審査会」といいます。)に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての再審査請求に対する判決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、再審査請求に対する審査会の判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(判決があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、①再審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないとき、②再審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査会の判決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の判決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の判決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長



様

変更決定の理由	

1 業務処理日報

労働者災害補償保険

413

業務処理日報

管区局名 処理年月日 年金・一時金
 処理件数

帳票種別	件数		帳票種別	件数		帳票種別	件数	
	件	数		件	数		件	数
計								

特別遺族給付金用の新規帳票に係る帳票種別の場合のみ労災保険給付の件数と区分されて出力される。

決裁処理件数（支給・追給分）

		件数		保険給付額		件数		特別支給金額	
現 込 払	額								
	通								
出 場 払	額								
	通								
送 金 払	額								
	通								

明細表等配信未済件数

		件数		保険給付額		件数		特別支給金額	
現 年 度	額込払								
	出場所								
	送金払								
	計								
旧 年 度	額込払								
	出場所								
	送金払								
	計								

(物品番号 75210)

2 月計表

労働者災害補償保険

月 計 表
(一 時 金)

414

管理年度 支払年月 手続年度 処理年月日 ページ

支払日	業種別	件数	保険給付額	件数	特別支給金額
日	業災				
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				
日	業災				
	通災				
	計				

保険給付額に含まれて出力される。

(物品番号 75211)

3 一時金支払未処理リスト

**** 一時金 支払未処理リスト ****

平成××年××月××日×××ページ

管轄局署 ××-××

☆明・当・送の処理が行われていませんので
早急に処理してください。

データ受付番号	XXXXXXXXXXXX
訂正番号	XX
被災者氏名	XXXXXXXXXXXX
請求書等名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
労働保険番号	XXXXXXXXXXXX
被災者生年月日	昭和××年××月××日
傷病年月日	平成××年××月××日
請求人氏名	XXXXXXXXXXXX
支給決定年月日	平成××年××月××日
支払方法	XXXXXX
支払合計	XXX, XXX, XXX円

死亡年月日に当面の間、読替えのこと

「請求書等名」については、6月初配信分から印書し、5月初配信時点では空欄となるので、印字されたデータ受付番号と当該請求事案の入力帳票と照合して事案を特定すること

4 年金・一時金データ未入力リスト

**** 年金・一時金データ未入力リスト ****

平成××年××月××日××ページ

管轄局署 ××-××

☆データ登記処理が終了していませんので
早急に処理してください。

データ受付番号	××××××××××××
被災者氏名	××××××××××××××
請求書等名	××××××××××××××××
労働保険番号	××××××××××××
被災者生年月日	昭和××年××月××日
傷病年月日	平成××年××月××日
請求人氏名	××××××××××××××
受付年月日	平成××年××月××日
一枚目入力年月日	平成××年××月××日
入力枚数	××枚

死亡年月日に当面の間、読替えのこと

「請求書等名」については、6月初配信分から印書し、5月初配信時点では空欄となるので、印字されたデータ受付番号と当該請求事案の入力帳票と照合して事案を特定すること

5 データ登記未入カリスト

*** 年金・一時金 データ登記 未処理リスト ***

平成××年××月××日 ×ページ

管轄局番 ××-××

番号	データ受付番号	被災者氏名	請求書等名	労働保険番号	被災者生年月日	傷病年月日	請求人氏名	受付年月日
×	XXXXXXXXXXXX		傷病の状態等に関する届	XXXXXXXXXXXX	××. ×. ×	××. ×. ×		××. ×. ×
×	XXXXXXXXXXXX		傷病の状態等に関する届	XXXXXXXXXXXX	××. ×. ×	××. ×. ×		××. ×. ×
×	XXXXXXXXXXXX		障害補償給付支給請求書	XXXXXXXXXXXX	××. ×. ×	××. ×. ×	XXX XXX	××. ×. ×
×	XXXXXXXXXXXX	XXXX XXX	遺族(補償)年金前払一時金請求書	XXXXXXXXXXXX	××. ×. ×	××. ×. ×	XXXX XXX	××. ×. ×
×	XXXXXXXXXXXX	XXXX XXX	遺族(補償)年金前払一時金請求書	XXXXXXXXXXXX	××. ×. ×	××. ×. ×	XXX XXXX	××. ×. ×
×	XXXXXXXXXXXX		遺族補償一時金支給請求書	XXXXXXXXXXXX	××. ×. ×	××. ×. ×	XXX XXX	××. ×. ×
×	XXXXXXXXXXXX	XXXX XXX	遺族補償一時金支給請求書	XXXXXXXXXXXX	××. ×. ×	××. ×. ×	XXXX XX	××. ×. ×
×	XXXXXXXXXXXX		葬祭給付請求書	XXXXXXXXXXXX	××. ×. ×	××. ×. ×	XXX XXX	××. ×. ×
×	XXXXXXXXXXXX		葬祭給付請求書	XXXXXXXXXXXX	××. ×. ×	××. ×. ×	XXX XXX	××. ×. ×
***				管轄局番 ××-××	合計	×件	*****	

死亡年月日に当面の間、読替えのこと

「請求書等名決議等書名」については、6月初配信分から印書し、5月初配信時点では空欄となるので、印字されたデータ受付番号と当該請求事案の入力帳票と照合して事案を特定すること

6 決議書未入力リスト

*** 年金・一時金 決議書未入力リスト ***

管轄局番 ××-×× 平成××年××月××日 ×ページ

番号	データ受付番号	訂正 券号	被災者氏名	請求書等名 決議書名	労働保険番号 決議書出力年月日	被災者生年月日	傷病年月日	請求人氏名	受付年月日
×	XXXXXXXXXXXXXXXX	×	XXXX	XXX (職権決議用) 変更決定 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXXXX XX, X, X	XX, X, X	XX, X, X		
×	XXXXXXXXXXXXXXXX	×	XXXX	XXX (職権決議用) 受給権消滅確認 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXXXX XX, X, X	XX, X, X	XX, X, X		
×	XXXXXXXXXXXXXXXX	×	XXXX	XXX (職権決議書) 変更決定 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXXXX XX, X, X	XX, X, X	XX, X, X		
×	XXXXXXXXXXXXXXXX	×	XXXX	XXX 障害 (補償) 給付変更請求書 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXXXX XX, X, X	XX, X, X	XX, X, X	XX, X, X	XX, X, X
×	XXXXXXXXXXXXXXXX	×	XXXX	XXX 障害 (補償) 給付変更請求書 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXXXX XX, X, X	XX, X, X	XX, X, X	XX, X, X	XX, X, X
×	XXXXXXXXXXXXXXXX	×	XXXX	XXX (職権決議用) 受給権消滅確認 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXXXX XX, X, X	XX, X, X	XX, X, X		
×	XXXXXXXXXXXXXXXX	×	XXXX	XXX (職権決議用) 受給権消滅確認 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXXXX XX, X, X	XX, X, X	XX, X, X		
×	XXXXXXXXXXXXXXXX	×	XXXX	XXX 遺族 (補償) 年金基礎変更届 変更決定決議書	XXXXXXXXXXXXXXXX XX, X, X	XX, X, X	XX, X, X	XX, X, X	XX, X, X
*****					局番 ××-××	合計	×件	*****	

死亡年月日に当面の間、読替えのこと

「請求書等名決議等書名」については、6月初配信分から印書し、5月初配信時点では空欄となるので、印字されたデータ受付番号と当該請求事案の入力帳票と照合して事案を特定すること

7 年金・一時金処理件数リスト(登録)

〇〇〇局		*** 年金・一時金 処理件数リスト(登録) *** 年報																		平成××年××月××日	×ページ	
		受 付			データ登録			修 正			決裁書再出力			不支給決裁書			取 消			決裁書入力		
		業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計	業災	通災	合計
障害給付	短期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	長期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族一時金	短期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	長期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族年金	短期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	長期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
葬祭料	短期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	長期	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	合計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
傷病年金		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
障害前払一時金		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族前払一時金		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
障害差額一時金		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族差額一時金		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
未支給 傷病		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
未支給 障害		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
未支給 遺族		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
振込置		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
障害変更(職権)		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
合 計		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○特別遺族一時金は「遺族一時金」の項に、特別遺族年金は「遺族年金」に、未支給の特別遺族給付金は「未支給 遺族」に当面の間、含まれて出力される。

8 年金・一時金処理件数リスト(変更)



*** 年金・一時金 処理件数リスト(変更) *** 月報

平成××年××月××日

○ ○ ○ 局	給付			年金・一時金			正			遺族給付			変更			追加			消去			
	件数	額	合計	件数	額	合計	件数	額	合計	件数	額	合計	件数	額	合計	件数	額	合計	件数	額	合計	
傷病年金受給 障害年金受給 再発	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族年金受給	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
代金給付	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支給停止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支給停止解除	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族推定死亡	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
享年等変更	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
年額再交付	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
受給権消滅	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
変更決定火災	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支払禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
振替戻	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
振替戻	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
定期報告	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
傷病	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
遺族	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
振替戻	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
同時決済	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
失格	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
死亡	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
停止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
解除	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
合 計	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

「遺族年金」、「遺族」の各項目に、当面の間、特別遺族給付金が含まれて出力される。

9 受給権者金融機関変更リスト

〇〇局		*** 受給権者金融機関変更リスト ***					平成××年××月××日	×ページ
番	年金証書番号	受給権者氏名	区分	変更前コード	変更後コード	変更年月日	廃止年月日	転帰年月
××	××××××××××	×××× ×××	廃止	××××-×××		××.×.×	××.×.×	
××	××××××××××	×××× ×××	廃止	××××-×××		××.×.×	××.×.×	
××	××××××××××	×××× ×××	廃止	××××-×××		××.×.×	××.×.×	
××	××××××××××	×××× ×××	廃止	××××-×××		××.×.×	××.×.×	
××	×××××××××-××	××× ×××	廃止	××××-×××		××.×.×	××.×.×	
××	×××××××××-××	×××× ×××	廃止	××××-×××		××.×.×	××.×.×	
××	×××××××××-××	××× ×××	廃止	××××-×××		××.×.×	××.×.×	
××	×××××××××-××	××× ××××	廃止	××××-×××		××.×.×	××.×.×	

○ 本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じのリストの内容、出力方法となっている。

なお、「請求書等名決議等書名」については、6月初配信分から印書し、5月初配信時点では空欄となるので、印字されたデータ受付番号と当該請求事案の入力帳票と照合して事案を特定すること

1.0 署別未処理事案合計件数表

*** 署別未処理事案・合計件数 (労働局) ***						
××局××署	平成××年××月支払期				×ページ	
支払事故未処理	年金証書番号 ××××××××××	受給権者氏名 ××××××	事故発生支払期年月 ××××××××	事故入力年月 ××××××××	支払事故の種類 ×-×××	
一時金支払未処理	データ受付番号 ××××××××××××××	被災者氏名 ××××××	支給決定年月日 ××××××××××	請求書等名 ×××××		
データ登記未処理	データ受付番号 ××××××××××××××	被災者氏名 ××××××	受付年月日 ××××××××××	請求書等名 ×××××	受付入力年月日 ××××××××××	
決議書未入力	データ受付番号 ××××××××××××××	被災者氏名 ××××××	受付年月日 ××××××××××	請求書等名 ×××××	決議書出力年月日 ××××××××××	
内払・充当未処理	年金証書番号 ×××××××××	受給権者氏名 ××××××	被災者氏名 ××××××	転帰年月 ××××××××	転帰事由 ×-×××	
失権差額・未支給年金未処理	年金証書番号 ×××××××××	受給権者氏名 ××××××	転帰年月日 ×××××××××			
一時金支払日未登記	データ受付番号 ××××××××××××××	被災者氏名 ××××××	支払日取消年月日 ××××××××××	請求書等名 ×××××		
債務者登録票未入力	年金証書番号 ×××××××××	受給権者氏名 ××××××	変更等年月日 ××××××××××	債権発生支払期年月 ×-×××		
厚年等未調整・年額未登記	年金証書番号 ×××××××××	受給権者氏名 ××××××	支給事由発生年月日 ××××××××××	厚年等調整コード ×-×××	厚年等種別 ×	
年金・一時金未入力	データ受付番号 ××××××××××××××	被災者氏名 ××××××	受付年月日 ××××××××××	請求書等名 ×××××		
転給未処理	年金証書番号 ×××××××××	失権者氏名 ××××××	失権年月日 ××××××××××	失権事由 ×-×××		
××局	平成××年××日				××ページ	
支払事故未処理	一時金支払未処理	データ登記未処理	決議書未入力	内払・充当未処理	失権差額・未支給年金未処理	
×	×	×	×	×	×	
一時金支払日未登記	債務者登録票未入力	厚年等未調整・年額未登記	年金・一時金未入力	転給未処理		
×	×	×	×	×		

○本リストについては、特別遺族給付金に関しても、遺族（補償）給付の場合と同じのリストの内容、出力方法となっている。